

白

◎忍冬科 錦帯花	◎瑞香科 サンチヤウゲ	◎松柏科 公孫樹	◎樟木科 赤楊	◎楊柳科 白楊	◎木犀科 女貞	◎厚皮香科 山茶	◎山茱萸科 八角楓	◎蘭科 素馨香 雀舌蘭	◎菊科 蒲公英 高貴
◎厚皮香科 ナツツバキ 木	◎茜草科 肥子 滿天星	◎忍冬科 ツクハネサウ	◎菊科 菊 リンネキキ	◎繭栗科 蠶子栗 虞美人	◎旋花科 牽牛 旋花	◎馬鞭草科 海州常山 ビバ	◎澤瀉科 澤瀉	◎睡蓮科 蓮	◎千屈菜科 安石榴
◎鼠李科 棗	◎槭樹科 槭	◎海桐科 海桐花	◎夾竹桃科 夾竹桃	◎千屈菜科 安石榴	◎馬鞭草科 海州常山 ビバ	◎澤瀉科 澤瀉	◎睡蓮科 蓮	◎千屈菜科 安石榴	◎槭樹科 槭
◎玄參科 キンギョサウ	◎龍膽科 龍膽	◎敗醬科 サトコヘシ	◎千屈菜科 千屈菜	◎繭栗科 蠶子栗	◎旋花科 牽牛	◎石竹科 ナデシコ	◎擁牛兒科 鳳仙花		

冬季間は花甚だ少し、然れども園丁の勞苦培養の結果として化成したる寒菊あり、寒牡丹あり、冬梅あり、冬至梅あり、要するに原種より變種を新創する技術に到りては日本の園丁は實に萬國に冠絶す。

茶梅、山茶は元と半熱帯植物に屬す、而かも茶梅は晩秋より、山茶は中冬より開花し、積雪層氷の中と雖ども依然たり、此くの如くし

◎豆科 紫雲英 胡豆	◎葡萄科 葡萄 ヤマブドウ	◎石楠科 山園園 イバナ	◎木蘭科 玉蘭 辛夷	◎十字花科 紫雲英 紫菀	◎殼斗科 桐 柯樹	◎薔薇科 薔薇 玫瑰 木犀草	◎百合科 ユリ 紫陽花
◎木蘭科 天女花 蘇草	◎虎耳草科 虎耳草	◎芸香科 柑 臭檀 柚	◎蘭科 蘭	◎薔薇科 薔薇 玫瑰 木犀草	◎繭栗科 繭栗 木犀草	◎豆科 大豆 胡豆	◎薔薇科 薔薇 玫瑰 木犀草
◎玄參科 キンギョサウ	◎龍膽科 龍膽	◎敗醬科 サトコヘシ	◎千屈菜科 千屈菜	◎繭栗科 蠶子栗	◎旋花科 牽牛	◎石竹科 ナデシコ	◎擁牛兒科 鳳仙花
◎玄參科 キンギョサウ	◎龍膽科 龍膽	◎敗醬科 サトコヘシ	◎千屈菜科 千屈菜	◎繭栗科 蠶子栗	◎旋花科 牽牛	◎石竹科 ナデシコ	◎擁牛兒科 鳳仙花

◎厚皮香科 山茶 茶梅 茶

◎薔薇科 薔薇 玫瑰 木犀草

◎五加科 金剛藤

◎木犀科 木犀 茉莉

◎木犀科 ヒラギ

◎石蒜科 水仙

紅	黄	類
<ul style="list-style-type: none"> ◎薔薇科 梅 ●桃 ●櫻桃 ● ヒガンザクラ ● マリンザクラ ● 梅 ●桃 ●櫻桃 ● 瓜 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎蘭科 エビネ ◎楊梅科 楊梅 ● ◎石楠科 山躑躅 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎石楠科 メシヤクナゲ ◎瑞香科 黄瑞香 ● ◎忍冬科 接骨木 ● ◎十字花科 紫雲英 ● ◎山茶科 山茶黄 ● ◎蘭科 エビネ
<ul style="list-style-type: none"> ◎薔薇科 薔薇 ●シモツク ● ◎錦葵科 アフリカ ● シロバナ ● ◎毛茛科 牡丹 ●芍薬 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎燈心草科 燈心草 ●タマイ ● ◎莎草科 カヤツリ ● ◎紫萼科 紫萼 ● ◎馬尾科 射干 ● ◎松栲科 竹柏 ● ◎千屈菜科 安石榴 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎天南星科 天南星 ● ◎蘭科 蘭 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎猪牛兒科 猪牛兒 ● ◎景天科 景天 ● ◎唇形科 唇形 ● ◎百合科 百合 ● ◎十字花科 十字花 ●
<ul style="list-style-type: none"> ◎薔薇科 薔薇 ●シモツク ● ◎石竹科 石竹 ● ◎菊科 菊 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎松栲科 松栲 ● ◎旋花科 旋花 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎玄參科 玄參 ● ◎天南星科 天南星 ● ◎無患樹科 無患樹 ● ◎金縷梅科 金縷梅 ● ◎龍膽科 龍膽 ●
<ul style="list-style-type: none"> ◎厚皮香科 厚皮香 ● ◎山茶科 山茶 ● ◎茶梅科 茶梅 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎冬季節ハ山野悉ク類黄色チ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎木犀科 木犀 ●

黄		
<ul style="list-style-type: none"> ◎薔薇科 薔薇 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎木蘭科 木蘭 ● ◎豆科 豆 ● ◎胡桃科 胡桃 ● ◎木犀科 木犀 ● ◎菊科 菊 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎五加科 五加 ● ◎蕁麻科 蕁麻 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎蕁麻科 蕁麻 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎唇形科 唇形 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎景天科 景天 ● ◎楝科 楝 ● ◎漆樹科 漆樹 ● ◎天南星科 天南星 ● ◎景天科 景天 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ●
<ul style="list-style-type: none"> ◎豆科 豆 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎金縷梅科 金縷梅 ● ◎睡蓮科 睡蓮 ● ◎錦葵科 錦葵 ● ◎菊科 菊 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎漆樹科 漆樹 ● ◎天南星科 天南星 ● ◎景天科 景天 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ●
<ul style="list-style-type: none"> ◎豆科 豆 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎金縷梅科 金縷梅 ● ◎睡蓮科 睡蓮 ● ◎錦葵科 錦葵 ● ◎菊科 菊 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎漆樹科 漆樹 ● ◎天南星科 天南星 ● ◎景天科 景天 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ●
<ul style="list-style-type: none"> ◎豆科 豆 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎金縷梅科 金縷梅 ● ◎睡蓮科 睡蓮 ● ◎錦葵科 錦葵 ● ◎菊科 菊 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎漆樹科 漆樹 ● ◎天南星科 天南星 ● ◎景天科 景天 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ●
<ul style="list-style-type: none"> ◎豆科 豆 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎金縷梅科 金縷梅 ● ◎睡蓮科 睡蓮 ● ◎錦葵科 錦葵 ● ◎菊科 菊 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎漆樹科 漆樹 ● ◎天南星科 天南星 ● ◎景天科 景天 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ●
<ul style="list-style-type: none"> ◎豆科 豆 ● ◎毛茛科 毛茛 ● ◎金縷梅科 金縷梅 ● ◎睡蓮科 睡蓮 ● ◎錦葵科 錦葵 ● ◎菊科 菊 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ◎漆樹科 漆樹 ● ◎天南星科 天南星 ● ◎景天科 景天 ● ◎胡椒科 胡椒 ● ◎金粟蘭科 金粟蘭 ● ◎柳葉菜科 柳葉菜 ● ◎胡蘆科 胡蘆 ●

本邦に於ける水産植物。本邦に於ける水産植物は、沿岸附近の海流と密接の關

(志賀重昂氏「日本風俗論」抜萃)

青		及		紫	
◎馬鞭草科 紫珠 紫花地丁 紫雲英 紫羅蘭 紫菀 紫萼	◎豆科 蘇方木 胡豆	◎木蘭科 木蘭	◎石楠科 山躑躅	◎木通科 通草	◎瑞香科 芫花
◎毛茛科 獐耳細辛	◎紫草科 紫草	◎百合科 山慈姑	◎菊科 蒿草		
◎馬鞭草科 紫珠 紫花地丁 紫雲英 紫羅蘭 紫菀 紫萼	◎豆科 蘇方木 胡豆	◎木蘭科 木蘭	◎石楠科 山躑躅	◎木通科 通草	◎瑞香科 芫花
◎毛茛科 獐耳細辛	◎紫草科 紫草	◎百合科 山慈姑	◎菊科 蒿草		
◎馬鞭草科 紫珠 紫花地丁 紫雲英 紫羅蘭 紫菀 紫萼	◎豆科 蘇方木 胡豆	◎木蘭科 木蘭	◎石楠科 山躑躅	◎木通科 通草	◎瑞香科 芫花
◎毛茛科 獐耳細辛	◎紫草科 紫草	◎百合科 山慈姑	◎菊科 蒿草		

赤		及	
◎石楠科 山躑躅 山椒	◎厚皮香科 山茶 茶梅	◎木犀科 女貞	◎忍冬科 錦帶花
◎馬鞭草科 紫珠 紫花地丁 紫雲英 紫羅蘭 紫菀 紫萼	◎豆科 蘇方木 胡豆	◎木蘭科 木蘭	◎石楠科 山躑躅
◎毛茛科 獐耳細辛	◎紫草科 紫草	◎百合科 山慈姑	◎菊科 蒿草
◎馬鞭草科 紫珠 紫花地丁 紫雲英 紫羅蘭 紫菀 紫萼	◎豆科 蘇方木 胡豆	◎木蘭科 木蘭	◎石楠科 山躑躅
◎毛茛科 獐耳細辛	◎紫草科 紫草	◎百合科 山慈姑	◎菊科 蒿草
◎馬鞭草科 紫珠 紫花地丁 紫雲英 紫羅蘭 紫菀 紫萼	◎豆科 蘇方木 胡豆	◎木蘭科 木蘭	◎石楠科 山躑躅
◎毛茛科 獐耳細辛	◎紫草科 紫草	◎百合科 山慈姑	◎菊科 蒿草

係を有すると共に、之れを他國のものに比するに一種特別のもの多く、故を以てか水産學者は海藻の點より日本は特種の地位を代表するものなりと斷言せり、今岡村理學博士が邦内に於ける海藻の分布を論じて日本海の成立に及ぶ(地學雜誌第一五三號)なる論文に示せる分布の表を見るに左の如し。

- 一、主として本邦特殊の種類 一一二
- 二、濠洲太平洋諸島、印度洋、紅海、地中海等熱帶のもの 七一
- 三、オホツク海、千島等寒帶のもの 二〇
- 四、北氷洋北部、大西洋及太平洋等に通有せるもの 一七
- 五、諸所温帶の海に産するもの 一七
- 六、濠洲諸島に特種のもの 一二
- 七、殆ど地球上に無きもの 六

合計

二五五

蓋世界の水は互に相通ずと雖、然かも其間尙ほ氣候、海流の相異あると共に、又た一の場所と他の場所と相隔つる爲め變化を生ずるに至る、例へば江ノ島及房州に

産する「ワカメ」(ヒジキ)は本邦の沿海を離れて毫も發見すること能はざるが如し、更に進んで水産植物分布區域を考察するに、太平洋沿岸にては其間二個の動かす可からざる境界點あり、一は陸前金華山、他は日向油津の南方にある大島に於ける鞍掛岬となす、尙ほ細分するときは(一)大島以南(二)大島、犬吠岬間(三)犬吠岬、金華山間(四)金華山襟裳岬間(五)襟裳岬以北、占守島に至る、即ち熱帶部は小笠島、琉球地方、温帶部は大島より金華山間、寒帶部は金華山より占守島間とす、次に日本海方面にては太平洋方面の區域多きに反して、鹿兒島より宗谷岬に至る迄、殆んど一樣にして、若し嚴密に區別するときは津輕海峡以南及以北の二部となる、以上分布の狀態を數字にて示すときは左の如し。

- 一、襟裳岬以北のもの 二八
- 二、襟裳岬、金華山間 一四
- 三、金華山及日向大島間 九二
- 四、太平洋沿岸及日本海に通有のもの 五九
- 五、日本海のみに見出さるゝもの 九

- 六琉球所産のもの 一四
- 七小笠原所産のもの 一三
- 八琉球小笠原島に通有のもの 九
- 九小笠原島及本州に通有のもの 五
- 十本邦全體に産するもの 一二

之れを要するに太平洋方面は日本海方面に比するに其種類甚だ多しとなす、學者之れを以て日本海成立の時期太平洋に比して新しとなす、或は然らん。

農業。我邦は古代より瑞穂國と稱し農業を以て國本となす、換言すれば農業は我國民經濟上の最も重要な地位を占むる者とす、就中最も重要なものは國民の常食たる米にして、是は素と亞細亞南部の原産にして、印度、錫蘭、馬來群島より交趾支那に至る一帯の地方には今も尙ほ野生の稻を産すと云ふ、現今世界に於ける重要な産地は亞細亞にては英領印度、清國、佛領印度、暹羅、日本、韓國、其他馬來半島、比律賓、群島、波斯、小亞細亞の一部にして、歐羅巴にては伊太利、西班牙、葡萄牙、匈牙利、希臘、バルカン半島、高加索、亞弗利加にては埃及、セネガル、佛領蘇丹、南部亞弗利加、マダガス

本邦の農業

カル、亞米利加にては合衆國南部、墨西哥、西印度諸島、中央亞米利加、伯刺西、哥倫比亞、英領「ギアナ」、「ヴェネズエラ」、「亞爾然丁」、「パラグワイ」、「秘露」、「エリアドル」、「智利」太平洋洲にては新南威耳斯、「クキンズランド」、「ニューカレドニア」、「布哇」等にして、要するに米は熱帯又は亞熱帯の植物にして、炎熱の氣候と濕潤多雨の低地に適す故を以てか多濕なる氣候風の流行する地方は悉く米産地にして、氣候風と米作とは密接の關係あると共に低平の沖積層に適し、高原地に適せず、之れを我邦に見るも濃尾、關東、畿内の諸平原は最も米作に適し、濃尾平原は一方里に七千石以上、畿内平原は五千石乃至六千石、瀬戸内海沿岸及筑紫平原は三千石乃至五千石を産す、今更過去二十餘年間本邦に於ける米、麥産額發達の趨勢を左に示すべし。

米産の産額

年	作付段別	收穫高	年	作付段別	收穫高
十五年	二五八〇、二五五四	三〇、六九二、三三七	十九年	二六、一八〇、一五一	三七、一九一、四二四
十六年	二、五七九、五四三、九	三〇、六七一、四九二	二十年	二六、三七〇、六九三	三九、九九九、一九九
十七年	二、六〇五、七二〇、八	二、三三四、九八三	二十一年	二六、八五九、八六九	三八、六四五、六八三
十八年	二、六一一、九八七、〇	三四、一五八、一六九	二十二年	二七、二六五、三八九	三三、〇〇七、五六六

明治四十一年の平均
 農務省の調査
 要する米の需
 求十一年の平均
 額七十七萬五
 千石七千五百
 四石七斗四合
 出四一六石一
 斗八升九合
 入二九六石五
 斗九升九合
 八四九石六斗
 二五九石四斗
 石二斗八升八
 六斗八升八合

年	作付段別	收穫高	年	作付段別	收穫高
二十三年	二七四七七九七四	四三〇三七八〇九	三十二年	二八三九五五〇二	三九六九八二五八
二十四年	二七六三二〇〇二	三八一八一四〇五	三十三年	二八二八四七九三	四一四六六七三四
二十五年	二七六〇六六一一	四一四二九六七六	三十四年	二八四七四六八三	四六九一四四三四
二十六年	二七七五二三三九	三七二六七四一八	三十五年	二八四七三九五〇	三六九三二二六六
二十七年	二七三六四九四六	四一八五九〇四七	三十六年	二八六四一三九一	四六四七三二九八
二十八年	二七八四六八二五	三九九六〇七九八	三十七年	二八八〇七一四九	五一四三〇三二一
二十九年	二七九二四九九四	三六二四〇三五一	三十八年	二五四五二一八六	三八一七二五六〇
三十年	二七八七八一三	三三〇三九二九三	最近五個 年平均	二八五三、五七二、六	四四、六四三、三二八
三十一年	二八一七、六二四〇	四七、三八七、六六六			
十五年	一四六八、六九四五	一二、九三八、七五二	二十二年	一六五五、一六二六	一五、三〇五、一五八
十六年	一四六二、七三九一	一一、七六三、八四六	二十三年	一七〇三、七三九六	一〇、七二三、一〇七
十七年	一四八五、七七九三	一一、一〇五、八四一	二十四年	一七六一、九二二三	一八、九八四、七一〇
十八年	一五三四、〇九一七	一一、九三五、四六七	二十五年	一七三九、五二六九	一五、九五五、一四六
十九年	一五八七、五二三六	一六、〇三三、九六〇	二十六年	一七四六、三五七五	一六、六三六、五八八
二十年	一五九一、五七四六	一五、八二三、一四四	二十七年	一七五三、四〇九八	一九、八二三、〇〇〇
二十一年	一五二一、四三三七	一五、二八一、六五八	二十八年	一七七一、六二三六	一九、五二六、二二三

四〇〇

二十九年	一七六四、六九〇六	一七、三三五、三二一	三十五年	一八〇四、九三八〇	一八、四二五、六二六
三十年	一七四九、五七二七	一八、〇〇五、四九〇	三十六年	一七九三、三四六一	一三、五四五、一〇五
三十一	一八〇六、六六七四	二〇、四六二、〇五三	三十七年	一八〇〇、三九〇一	一九、六四二、二四八
三十二	一八〇九、八二二六	一九、三三五、九五二	三十八年	一八一八、四六〇五	一八、七二八、九三九
三十三	一八〇五、九九六八	二〇、四六二、〇五三	最近五個 年平均	一八〇五、五〇九三	一八、五三三、九一六
三十四	一八一六、二〇〇八	二〇、六五八、二一七			

最近五年間の平均額を以て二十年前に比すれば、米作は其作付段別に於て二十
 七萬三千三百餘町即ち約一割其收穫高に於て千三百八十五萬千石即ち約四割五
 分を増加し、又麥作は同一期間に作付段別に於て三十三萬六千八百餘町即ち約二
 割三步其收穫高に於て五百五十九萬五千餘石即ち約四割四歩を増加せり、而し
 て以上の收穫増加額を二十四箇年に割當つる時は一年平均米に於て五十七萬七
 千百二十五石麥に於て二十三萬三千百三十二石の割合となれり、其他大豆、小豆、粟、
 稗、黍、蕎麥、甘藷等の農産物あり、臺灣にては甘藷、茶、芋、麻、黃麻、落花生等あり、而して其
 他滿洲に韓國に農業の發展は益々大なる可く、樺太にても「ヌヤ」原野及「ルウタカ」
 原野に約三百町餘の既墾地あり。

又た農業の重要な副業たる繭及茶に就きて最近發達の趨勢は左の如し。

繭及び茶

年	繭	茶	年	繭	茶
十五年	二六八六三六六〇	五五一四六七八	二十八年	二二五八一七三	八五九八八八〇
十六年	七七一,三九五	四七七八四八三	二十九年	一八三一,三七八	八五〇〇,三九三
十七年	一〇六二,四四七	六〇一三,九八三	三十年	二二二,九四四	八四七一,九五六
十八年	九三八四〇六	五四七七九二八	三十一年	二〇二七,三三九	八四四一,七一八
十九年	一一二二四一九	六八八二,三二七	三十二年	二,五二二,五六二	七五二,八八四
二十年	一一三,四七八	七,一一二,三二二	三十三年	二,七五三,九〇三	七六四三,三〇一
二十一年	一一八四,三五七	七,二五二,七八七	三十四年	二,五二六,一八一	七,一六一,九〇一
二十二年	一一八四,六八一	六,九〇七,五六四	三十五年	二,五四九,二三四	六,九三八,二三五
二十三年	一一七二,三二二	六,九四五,四一九	三十六年	二,五八七,〇八二	六,七二九,八〇九
二十四年	一,五八〇,二四〇	七,〇九六,三九八	三十七年	二,八二五,六七九	七,〇五一,〇二五
二十五年	一,四八〇,七〇三	七,二一一,八六五	三十八年	二,七三三,三三三	六,七七〇,〇四一
二十六年	一,六八六,八九四	七,六四〇,三六八	最近五個 年平均	二,六四二,三〇〇	六,九四〇,二〇二
二十七年	一,七九七,八四二	七,八八三,三三三			

繭の最近五個年間の平均産額は過去二十三年間に於て百八十七萬千六十一石

繭の産額

即ち約二十四割の増加を來し、茶は五個年間の平均額を以て二十五年前に比すれば百四十二萬五千五百二十四貫即ち約二割六歩の増加となれり。過去に於て我邦の農業は専ら力を米麥等の耕作に注ぎしを以て其産出額は國內の人口を養ふのみならず又た其餘利を海外に輸出せしめたり。然るに近年に至り其輸入額は輸出額を超過すること二三千萬圓の多きに達せり。其の主なる理由は人口の増加と近年國際貿易の發展上食料品の不足は比較的低廉なる外國米を仰ぎ、我邦に適する工業原料品若くは比較的高價にて海外に需要せらるゝ輸出品を生産するの有利なるに基因す。即ち過去にありて農業者の副業たる養蠶製茶等著しく發達し、之れに従事する農民の數亦大に増加しつゝ、あるは生絲の原料をして今日の發達を來たせしめし主因なりとす。尙ほ繭の産額最も多きは長野縣にして群馬、埼玉、福島之れに次ぐ。製茶は静岡縣を第一とし、三重、京都、岐阜、和歌山等之れに次ぐ。其他綿大麻あるも微々として振はず。殊に藍の如きは全く獨逸人造染料の爲に衰微するに至れり。

製茶

地理は歴史
に如何なる
影を與へ
たるか

第五章 種族及國家

四〇四

日本歴史に與へたる地理上の影響。過去の歴史に向て地理上の影響は種々あるべしと雖、其の重要なものは吾人が既に以前に於て述べしが如く(一)河流の堆積作用(二)火山作用(三)海岸線の屈曲多きことなりとす。

蓋、我國民の常食が米なりしことは、獨り此物をして國民經濟上最も主要なる地位に置かしめしのみならず、同時に其生産額の多少は常に政治上の運命を支配せり。何となれば古代よりの帝都の地位及英雄豪傑が覇業をなせし處は皆な之れが生産額に於て最も大なる沖積的平原なりとす。例へば奈良朝の大和川流域に於ける、京都の淀川に於ける、源賴朝の覇府は關東平野に密接の關係を有し、織田氏の勃興は濃尾の平野之れが中心となり、豊臣秀吉は更に淀川の流域によりて部下に號令し、徳川家康は再び關東平野によりて三百年の覇業をなせり。思ふに日本の沖積的平原は日本の歴史に與へたる地理上の影響中最も著しきものなりとす。

次に我邦の海外に知らるゝに至りしは實に、マルコ・ポーロによりて傳へられ

しが如く、金銀に富むの寶國たるにあり、斯くの如く、金銀に富む邦國たることは、西班牙、葡萄牙、和蘭、英吉利の諸國をして交り、我邦と通商をなさしむるに至りし所以なりとす。蓋、我邦が金銀、銅等に豊富なる所以は、主として火山作用に基けり。彼の佐渡生野、阿仁、院内、其他、足尾の銅鑛、薩摩の金鑛の如き皆な新期の火山岩脈に包含せらる。故に若し火山なるもの、噴出作用なからんか、是等の鑛物は或は新期の岩層中に存せざるやも知る可からず。

最後に我邦が洋中の一孤島にわらずして大陸に近く存在せることは、一方に於ては島國として國民的統一を計るに便なるが如く、又た大陸文化の影響を被りし點に於て甚だ多かりしことは、過去歴史の明かに吾人に示す處なりとす。加ふるに兩者の交通上最も便利なりしは海岸線の屈曲甚しきにあり、彼の唐紅を大和錦に織いだすことも我島國にして等しく大陸を隔つる洋中の一孤島たり。又た、毫も海岸線の屈曲なからんか、おのづから今日の如き發達せる交通を求むること甚だ困難なりしならむ。

種族。「一國に於ける最古の住民が其土に於ける原始の住民たるや、將た他より

移住し來りしものなるやを確定することは歴史的不可能にして且つ左迄必要ならずとは、史家「モムゼン」が其傑著羅馬史に於て論せる處なり。蓋我大八州には吾人の祖先に先ちて既に石器時代の人種の存在せしことは、北は千島列島より南は臺灣に至る迄殆んど其遺物の發見せられざる處なきにて知るを得べし。即ち約一乃至三「メートル」の高さを有する貝塚の如き、現今吾人が「エスキモー」「アラスカ」「シコタン」土人の墜穴を見るが如く、垂直に地下に掘下げられ其形環狀、多角形若しくは半月形をなせる墜穴の如き其著しきものにして、又た其遺物によりて彼等の風俗を觀察するに顔面には黥をなし、女子は結髮し、男女共に今日「エスキモー」に見るが如き服裝をなし、日常の器具には屢々裝飾をほどこせる土器、骨角によりて製造せる針、銛、鈎、石材を使用せる庖丁、皮剝具、錐、小刀、鋸、磨皿等あり、而して此の住民が果して如何なる種族に屬す可きかに至りては、學者間其說一定せずして左の三說に分る。

一、南方異種族說、即ち北方北海道地方に於ける遺物は「アイヌ」種族の手になりしものなるも南方は之れに反して現今の「アイヌ」及び吾人の祖先と異なりたる。

石器時代の
種族

未知の一種族の手になりしもの

二、「コロポックル」說

三、「アイヌ」說

第一說は千島「アイヌ」の著者にして人類學者なる鳥居龍藏氏の主唱せらるゝ處にして、氏は北海道及び本島北部即ち墜穴の分布せる地方より出づる遺物は「アイヌ」種族の手になりしものなるも墜穴の分布なき南部地方は未知の種族の手になりしものなり、然れども墜穴を除きては南北殆んど相異なる處なく、且昔時南部に存せし墜穴は人口稠密となりし結果自然に其痕跡を失し、獨り人口稀薄なる北部のみ之れを見るに至りしやも知る可からず、鳥居氏の如きも將來南北に於ける遺物の間に更に密接なる關係の發見せらるゝ、あらば全遺物を「アイヌ」の祖先に歸するも必ずしも背理のことにあらずと云へり。

第二說は人類學者坪井理學博士の主唱せらるゝ處にして、博士が石器時代の住民を以て「アイヌ」にあらずとせらるゝ諸點は、(一)石器時代の住民と「アイヌ」の骨格の相違、(二)齶齒は石器時代の住民に屢々見る處なるも「アイヌ」には殆んど存せざる

こと(三)土偶に就きて觀察するに、アイヌの服裝とは著しく異なり、且つ彼等には穀類なきも、アイヌには非常に之れが發生せるを見ること(四)石器時代住民の主食物は貝類なるも、現今のアイヌ種族は全く之れを好まざること(五)石器時代の住民は、堅穴に住せしも、アイヌは然らず(六)石器時代住民の遺跡には多くの土器を發見するも、現今のアイヌは毫も之れが製法を知らず(七)兩者嗜好の差異、博士は以上の諸點よりして石器時代の住民は、アイヌの口碑に傳はれる、コロボツクル即ち、秋冬の葉の下に住んで居る人にして、彼等に最も近き者は現今の、エスキモトなりとせり。小金井醫學博士は其著、日本石器時代の住民に於て、坪井博士に反對して曰く、單に上膊骨と大腿骨に於ける率の相違を以て直ちに兩者骨格の相違となすは大早計の事なり、且つ齶齒の有無は僅かに五箇の貝塚より出でし五本の者に就きての論なれば、之れ又た石器時代住民に齶齒多しとの結論とはならず、加ふるに時の古今によりて其種族の生活状態は變化するものにして、文化の幼稚なる時代にありて貝を食せしは容易く獲らるゝを以てなり、然るに漁獵の發達は更に他者を容易に手に入るゝことゝなり、漸く貝を食する風習を脱せしものなり、又た兩者の彫刻

意匠等相似たる處多く、且つ堅穴の如きも、現今北海道に住するものは之れを使用せざるも、北千島及び樺太のアイヌは依然として之れに住することは最も注意を拂ふ可く、コロボツクルの口碑も北海道より擇捉島迄は傳はれるも、以北にはなし、故に太古石器時代の住民は即ち、アイヌなりと云ふにあり。

此第三説たる、アイヌ即ち石器時代の住民説は、今日に於て最も有力なるものなりとす、而して此種族は古史上にては土蜘蛛または國栖と稱せり、北海道廳の調査によれば、明治五年に一萬五千二百七十五人、同十年に一萬六千九百六十六人、同三十六年に一萬七千七百八十三人、同十八年一萬八千六百六十九人、同十九年一萬九千一百一十一人、同三十九年末には彼等の總數二萬人なりと、蓋今日にては人種の混和甚しく、昔時の俤を保てる純然たる、アイヌの性格を有せるものは六千三百人を有する日高を最多とし、其他は膽振、十勝、釧路にして、渡島、石狩の沿岸に住するものは最も内地人に近き生活營めり。

次に此大八州に移住せし我等の祖先は、果して何れの地方より來りしやに就きては之れ亦異論甚だ多く、魏志には吳の秦伯の後裔となし、本邦にては僧圓月及

林羅山之れを因襲せり、第二に言語及風俗の類似せるより本邦人を以てアイヌ族より出でしものなりとの説を唱ふるものに米人、グワッ、アイヌ氏及黒川文學博士あり、其他有名なるケンベルは日本人を以て、バビロンより出づとなし、ドエニツ氏は日本の家屋及風習の馬來人種と相似たるより、日本人種の起原は馬來種にありとなせり、其他ベルツ氏は獨逸東洋學會雜誌に於て日本人種に就き論じて曰く、日本人種中に左の二原種あり、一は體格羸瘦優柔にして、顔細長、眼斜に、鼻鈍曲、口小にして、頭骨長(示數七五以下)きものあり、一は體格強健にして、顔廣大、眼斜斜に、鼻低く、口大にして、頬骨甚突出せし、頭骨短(示數凡八〇)きものあり、甲種は純粹の蒙古人の形質に一致せざれども支那人を以て蒙古人種の代表となす間は此種もまた蒙古人種となさざる可からず、何となれば支那人中高等種の形質と相均しければなり、乙種は、マレイ種にちかし、然れども、マレイ種と蒙古人種とは甚だ相似たるものにして、皮膚の黄色なる、毛鬚の少きこと、突出したる頬骨、多少異なる、眼、短頭骨等は蒙古、マレイ兩種に通ぜる特性なり、故に多くの人種學者はこの二種を合して、モンゴロイド種と云ふ、されば日本人を總稱し、モンゴロイド

臺灣の種族

種と云ふて可なり、唯甲乙二種が日本に入來りし次第に相違あるのみ、一は朝鮮より直に本島に渡り、一は始琉球及南部九州に渡り、後本島に入りし者の如し。蓋近時日韓兩國語比較研究の結果、我邦の言語が、ウラル、アルタイ語系に屬するものなることは動かす可からざる定論にして、我等の祖先が始め韓國を経て出雲、簸川の灌域及び九州の北岸に農業的殖民をなせしことは、出雲風土紀及魏志の明かに吾人に示す處なりとす、殊に筑紫の平野を經略して、一大農業國を建設し、忠勇義烈の美風を涵養するに務められし我皇宗は、茲に累代の勢力によりて出雲派と和し、更に進んで近畿の沃野に大農國を建設し、一方にては北方に於ける、アイヌ族に當り、又た南方にては、ボルネオの、ソウ族と稱せらるる、熊襲を征伐し、其間又た支那の文化を輸入し、遂に今日の強盛を來たすの基礎をなせり。其他臺灣には支那本土より移住せし漢人種、土蕃として從來支那の感化を被りし熟蕃及全く化外に立ちし生蕃あり、其重なるものは、アタイアル族、ウラム族、ツォー族、ツァリセン族、バヨワン族、ブエマ族、ヤミ族、アミス族、ペーボ族等にして、樺太には露西亞本土の移住者及土人あり。

思ふに人口の増減は一國の富力と密接の關係を有せり、我邦人口増加の趨勢は左の如し。

年	男	女	合計
十五年	一八、五九八	一八、一〇一	三六、七〇〇
十六年	一八、七五五	一八、二六二	三七、〇一七
十七年	一八、九五四	一八、四九六	三七、四五一
十八年	一九、一五七	一八、七一	三七、八六八
十九年	一九、四五一	一九、〇五五	三八、五〇八
二十年	一九、七三一	一九、三三七	三九、〇六九
二十一年	二〇、〇〇〇	一九、五六八	三九、六〇七
二十二年	二〇、二四六	一九、八二五	四〇、〇七二
二十三年	二〇、四三一	二〇、〇二二	四〇、四五三
二十四年	二〇、五六三	二〇、一五五	四〇、七一八
二十五年	二〇、七五二	二〇、三三七	四一、〇八九
二十六年	二〇、九〇六	二〇、四八一	四一、三八八
二十七年	二一、一〇二	二一、六九〇	四一、八一二
二十八年	二一、三四五	二〇、九二四	四二、二七五

二十九年	二一、五六一	二一、一四七	四二、七〇八
三十年	二一、八二三	二一、四〇五	四三、二二八
三十一年	二二、〇七三	二一、六八九	四三、七六三
三十二年	二二、三二九	二一、九三〇	四四、二六〇
三十三年	二二、六一三	二二、二〇二	四四、八一五
三十四年	二二、九三三	二二、五〇三	四五、四三七
三十五年	二三、二三三	二二、七八八	四五、〇二二
三十六年	二三、六〇一	二三、一三一	四六、七三二
三十七年	二三、八三四	二三、三八一	四七、二一五

本邦の本籍人口二十三年間の増加總數は一千五十一萬五千餘人にして、一箇年平均四十五萬七千餘人となる、若し之れに臺灣及澎湖島の人口二百八十七萬二千餘人を加ふる時は、以上二十三年間の増加總數は一千三百三十八萬七千餘人にして、一箇年平均五十八萬二千餘人なりとす、尙ほ商工業の發達につれて都市の膨脹を來たせり、即ち明治十九年に於ける人口一萬以下の村落人口は三千三百七十七萬餘にして、全人口に對し八割八歩餘を占めたるに、明治三十七年には三千八百四十九萬餘にして、全人口に對する割合は減じて七割九歩餘となれり、之れに反して

人口四萬以上の都市人口は十九年に於て四百五十萬餘にして、全人口の一割一歩七厘餘に過ぎざりしに、明治三十七年には一千四萬餘にして、全人口に對する割合は二割餘に増加せり、尙ほ明治四十年六月現在の樺太の人口左の如し。

人種	戸數		計
	男	女	
本邦人	五、三三一	三、五〇七	一〇、五二八
アイヌ人	一六二	九四〇	五九五
韓國人	六	一三	一九
清國人	四	一〇	一四
オロチヨン人	三七	一九七	二三四
ギリヤーク人	一〇	六七	一六六
サンタール人	一	三	五
トンケース人	一	一	二
露國人	六二	一三五	一九七
土耳古人	一	一	二
計	五、六一五	三、六四二	一六、四〇六

斯くの如く人口の増殖は一方に於て本邦人の海外移住となれり、最近海外在留の本邦人は二十萬以上にして七萬は布哇、四萬は北米合衆國、四萬は韓國、一萬は支

海外の本邦

那其他遠洲地方に散在せり、又た我國在留の外人は二萬五千、其の半は支那人にして之れに次ぐを英、米人となす。

國家

國家と行政的區劃。國家は一定の土地、一定の民族ありて其上に最高の主權を以て之れを統治するの團體なり、故に發達せる國家にありては常に土地、民族、主權の三要素を具備せざる可からず、而して我邦は憲法第一條に、大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すと規定しあるが如く、主權は皇位に存する立憲君主國體となす、尙ほ此主權の運用により立法、行政、司法の三機關に分る、此三權は各々獨立せる地位を有せるものにあらざり、即ち行政とは天皇が法律又は命令によりて直接若くは間接に行政機關に委任して行はる、諸般の政務にして、立法とは國權により法規を制定する作用にして、司法は常に法律の下に活動す、故に此三權は權力の分割にあらずして、寧ろ權限の分配なりとす。

立法機關。天皇は帝國議會の協贊を経て立法權を行はせらる、此帝國議會は上下兩院に分れ、二院協同して協贊の職務を行ふ、而して上院即ち貴族院に選出せらる可き資格者は皇族、華族及國家に勳勞あり、又た學識を有するものにして特に勅任せらるる者

立法機關

もの、又た各府縣の富豪より選出せらるる多額納税議員とす、伯子男爵議員及び多額納税議員は其任期七箇年其他は終身とす、衆議院の定数は三百八十一人にして、皆な各府縣の選舉區に於て選出す、而して之れが選舉者は年齢二十五歳以上に達せし帝國臣民たる男子にして滿一年以前より其選舉區内に住し、且滿一年以前より地租十圓以上又たは滿二年以前より地租以外の直接國税十圓以上若くは地租と他の直接國税を合して十圓以上を納むるものに限る、而して被選舉者は年齢滿三十歳以上の帝國臣民たる男子とす、但、神官神職、僧侶、小學校教員、法人の役員、選舉事務に關係ある官吏、宮内官、判事、檢事、行政裁判所長官、評定官、會計檢査官、收税官吏、警察官吏は之れを有せず、尙ほ議會は毎年之れを召集するに先つこと四十日にして其期日を發布し、其會期は大概ね三箇月とす、但し勅令により延期せらるることあるべし。

司法制度

司法制度は大審院、控訴院、地方裁判所、區裁判所の如き通常裁判所及び軍法會議、樺戸網走十勝監獄警察官署憲兵部、臺灣法院、臺灣廳長の如き特別裁判所より成る、控訴院及地方裁判所の數左の如し。

控訴院	地方裁判所	區裁判所
東京	東京 横濱 千葉 水戸 宇都宮 浦和 前橋 靜岡 甲府 新潟	七〇
大阪	京都 大阪 奈良 神戸 岡山 大津 福井 金澤 富山 和歌山 徳島 高知 高松 鳥取	八四
名古屋	名古屋 安濃津 岐阜	二〇
廣島	廣島 山口 松江 松山	二七
長崎	長崎 佐賀 福岡 大分 熊本 鹿兒島 宮崎 那覇	四八
宮城	仙臺 福島 山形 盛岡 秋田	三四
函館	青森 函館 札幌 根室	一八

行政機關

但、大審院は東京にありて帝國内の裁判を統一す。
行政機關は中央行政及地方行政に分たる、前者は内閣各省以下行政の中樞を爲す處にして、尙ほ遞信省が交通事項に關して全國を支配するが如く、其管轄は全國に及び其權限は一定の事項に限らる、而して之れが首腦は各省にして國務大臣を以て組織する内閣之れを統一す、内閣總理大臣は内閣の首位にありて行政各部の

統一を保持し、必要なる場合には行政各節の處分又は命令を中止し、以て勅裁を待つの權を有せり、而して之れに所屬するものに統計局、恩給局、印刷局あり、賞勳局、法制局、馬政局あり、外務省は外國に關する事務を掌り、政務、通商の二局あり、内務省は神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、宗教、出版、著作權、賑恤、救済に關する事務を掌り、神社、地方警察、土木、衛生、宗教の六局あり、大藏省は財政、經濟に關する行政を司どり、生計、生稅、理財の三局あり、陸軍省は陸軍に關する事務を司どり、人事、軍務、經理、醫務、法務の五局あり、海軍省は海軍に於ける最高軍政機關にして、軍務、人事、醫務、經理、司法の五局に分る、司法省は司法行政の最高機關にして、民刑及監獄の二局に分る、文部省は教育行政の中樞にして、專門學務、普通學務、實業學務の三局を置く、農商務省は産業行政の中樞にして、農務、商工、山林、鑛山、水産の五局あり、逓信省は交通行政の中樞にして、鐵道、通信、管船、經理の四局に分る。

地方行政は管轄區域たる一地方に於て獨立せる命令權を行ひ、其命令權は府縣知事の權限の如く各種の事項に及び、而して之れが系統は縣を第一とし、其下に郡と市あり、郡の下に町村あり、尙ほ現今に於ける行政區劃の數は道一、府三、縣四十

三郡六百三十七市五十八沖繩縣の區二、北海道の支廳管轄區域十六、其の區三、町村の數は町一千二百二十五、村一萬二千二百七十四とす、今を左に行政區劃の重なるものを掲ぐ。

府縣	國名	市郡數	市	郡	名	廳地
東京府	武藏	一市 八郡	東京	南多摩 北多摩	佐原 豐多摩 北豐島 南足立 南葛飾 西多摩	東京
東京府	伊豆七島		[大島] 利島 新島 神津島 三宅島 御倉島			東京
東京府	[小笠原島]		父島 兄島 母島 向島 平島			東京
京都府	山城	一市 八郡	京都	南桑田 北桑田 船井 天田 何鹿	愛宕 葛野 紀伊 乙訓 宇治 久世 綴喜 相樂	京都
京都府	丹波	五郡				京都

新潟縣

長崎縣

第五章 種族及國家

縣 新潟		縣 長崎			縣			
佐渡	越後	對馬	壹岐	肥前	淡路	丹波	但馬	
一郡	十五郡 一市	二郡	一郡	六市 二郡	二郡	二郡	五郡	十三郡
佐渡	新瀉 東蒲原 西蒲原 中蒲原 北蒲原 南蒲原 古志 北魚沼 中魚沼 南魚沼 三島 荻羽 東頸城 中頸城 西頸城 岩沼	[上縣 下縣]	壹岐	長崎 佐世保 西彼杵 東彼杵 北高來 南高來 北松浦 南松浦	津名 三原	多紀 氷上	城崎 出石 養父 朝來 美方	神崎 掛保 赤穂 佐用 宍粟
	新潟		長崎					

四二

兵庫縣

神奈川縣

大阪府

庫	兵	縣 川 奈 神	府 阪 大	府 丹 後
播磨	攝津	相模 武藏	和泉 河內	攝津
一市	三郡 一市	八郡 三郡 一市	二郡 一市	四郡 一市
明石 姫路 美濃 加東 加西 加古 多加 印南 飾磨	武庫 川邊 有馬	三浦 鎌倉 高座 中 足柄上 足柄下 津久井 愛甲 久良岐 橘樹 都筑 橫濱	泉北 泉南	西成 東成 三島 豐能 南河內 中河內 北河內 大阪
神戶		橫濱	大阪	加佐 與謝 中 佐野 熊野

四二〇

愛知縣

三重縣

奈良縣

栃木縣

第五章 種族及國家

知 愛		縣 重 三			縣 良 奈		縣 本
尾張	一市	紀伊	志摩	伊勢	伊賀	大和	下野
九郡	一市	二郡	一郡	十郡	二市	二郡	八郡
海西 知多	名古屋	北牟婁 南牟婁	志摩	多氣 度會 桑名 員辨 津 四日市	阿山 名賀	宇智 吉野	足利 安蘇 上都賀 下都賀 河内 芳賀 鹽谷 那須
愛知 東春日井 西春日井 丹羽 葉栗 中島 海東				三重 鈴鹿 河藝 安濃 一志 飯南		奈良 添上 山邊 磯城 宇陀 生駒 高市 南葛城 北葛城	宇都宮
	名古屋			津		奈良	

四三三

群馬縣

茨城縣

千葉縣

埼玉縣

栃	縣 馬 群		縣 城 茨		縣 葉 千		縣 五 埼		
	上野	下總	常陸	下總	上總	安房	武藏		
一市	十二郡	二市	十一郡	一市	六郡	五郡	一郡		
宇都宮	新田 邑樂 佐波	勢多 群馬 多野 北甘樂 碓氷 吾妻 利根 山田	前橋 高崎	水戸	東茨城 西茨城 那珂 久慈 多賀 鹿島 行方 新治	筑波 稻敷 眞壁	結城 猿島 北相馬	千葉 東葛飾 印旛 香取 匝瑳 海上	浦和
	前橋		水戸		千葉		浦和		

四三三

福島縣 宮城縣 長野縣 岐阜縣

第五章 種族及國家

島	福	縣	城	宮	縣	野	長	縣	阜
	磐城	磐城	陸前	一市	十六郡	一市	飛驒	美濃	十五郡
若松	東白河 西白河 石川 田村 石城 雙葉 相馬	刈田 伊具 互理	本吉 黒川 加美 志田 玉造	仙臺 柴田 名取 宮城 遠田 栗原 登米 桃生 牡鹿	上水内 下水内	東筑摩 南安曇 北安曇 更科 埴科 上高井 下高井	長野 南佐久 北佐久 小縣 諏訪 上伊那 下伊那 西筑摩	大野 益田 吉城	稻葉 羽島 海津 養老 不破 安八 掛斐 本巢 山縣 武儀 郡上 加茂 可兒 土岐 惠那
	福島	仙臺	長野	岐阜					

四二五

滋賀縣 山梨縣 靜岡縣

岐	縣	賀	滋	縣	梨	山	縣	岡	靜	縣
	近江	甲斐	遠江	駿河	伊豆	三河				
一市	十二郡	一市	九郡	一市	六郡	五郡	一市	二郡	十郡	
岐阜	東淺井 蒲生 伊香 高島	滋賀 栗太 神崎 坂田 甲賀 犬上 野洲 愛知	大津 北巨摩 南都留 北都留	東山梨 西山梨 東八代 西八代 南巨摩 中巨摩	甲府	榛原 小笠 周智 磐田 濱名 引佐	駿東 富士 庵原 安倍 志太	靜岡	賀茂 田方	碧海 幡豆 額田 西加茂 東加茂 北設樂 南設樂 寶飯 渥美 八名
	大津	甲府	靜岡							

四二四

富山縣 石川縣 福井縣 秋田縣

縣	山	富	縣	川	石	縣	井	福	縣	田	秋	縣
越中	越中	能登	加賀	越前	若狹	陸中	羽後	羽後	陸中	羽後	羽後	羽後
八郡	二市	四郡	四郡	一市	八郡	一市	三郡	一郡	八郡	一市	一郡	一郡
西礪波	上新川 下新川 中新川 氷見 婦負 射水 東礪波	富山 高岡	羽咋 鹿島 鳳至 珠洲	江沼 能美 石川 河北	金澤	足羽 吉田 坂井 大野 南條 今立 丹生 敦賀	福井	三方 遠敷 大飯	鹿角	南秋田 北秋田 山本 河邊 由利 仙北 平鹿 雄勝	秋田	飽海
富山		金澤		福井		秋田						

第五章 種族及國家

四二七

山形縣 青森縣 岩手縣

形	山	縣	森	青	縣	手	岩	縣
羽前	陸奥	陸奥	陸奥	陸奥	陸奥	陸奥	陸奥	岩代
十郡	二市	八郡	二市	一郡	一郡	十一郡	一市	十郡
西田川 西置賜 東置賜 南置賜	南村山 北村山 東村山 西村山 最上 東田川	山形 米澤	三戸	東津輕 西津輕 中津輕 南津輕 北津輕 上北 下北	弘前 青森	二戸	氣仙	岩手 紫波 稗貫 和賀 江刺 西磐井 東磐井 膽澤
山形		青森				盛岡		信夫 伊達 安達 安積 岩瀨 南會津 北會津 耶摩

四二六

山口縣 和歌山縣 德島縣 香川縣

香川縣		德島縣		和歌山縣		山口縣		廣島縣	
讚岐	阿波	德島	紀伊	長門	周防	安藝	廣島	比婆	
七市	十郡	一市	七市	五市	六郡	七市	廣島		
大川 木田 香川 小豆 綾歌 仲多度 三豐	高松 丸龜 美馬 三好 名東 勝浦 那賀 海部 名西 板野 阿波 麻植	德島	和歌山 海草 那賀 伊都 在田 日高 西牟婁 東牟婁	赤間關 厚狹 豐浦 美禰 大津 阿武	大島 玖珂 熊毛 都濃 佐波 吉敷	安藝 佐伯 安佐 山縣 高田 加茂 豐田	廣島		
高松	德島	和歌山	山口	廣島					

第五章 種族及國家

廣島縣 岡山縣 島根縣 鳥取縣

廣島縣		岡山縣		島根縣			鳥取縣	
備後	備前	美作	隱岐	石見	出雲	伯耆	因幡	
九市	八郡	六市	四郡	六郡	六市	三郡	三市	
尾道 御調 世羅 深安 沼隈 芹品 神石 甲奴 雙三	都窪 淺口 小田 後月 吉備 上房 川上 阿哲	岡山 御津 赤磐 和氣 邑久 上道 兒島	真庭 苫田 勝田 英田 久米	〔海士 周吉 穩地 知夫〕	八束 能義 仁多 大原 簸川 飯石 松江	東伯 西伯 日野	鳥取 岩美 八頭 氣高	
	岡山	島根	鳥取					

鹿兒島縣 宮崎縣 熊本縣 佐賀縣 大分縣

第五章 種族及國家

縣	島兒鹿	縣崎宮	縣本熊	縣賀佐	縣分
薩摩	大隅	日向	肥後	肥前	豊後
七郡	一市	八郡	十二郡	一市	十郡
鹿兒島 日置 掛宿 川邊 薩摩 伊佐 出水	鹿兒島 始良 贈喉 肝屬 熊毛 〔大島〕	宮崎 南那珂 北諸縣 西諸縣 東諸縣 兒湯 東臼杵	熊本 鹿本 上益城 八代 葦北 天草 鹿託 宇都 玉名 鹿本 久摩 菊池 阿蘇 下益城	佐賀 藤津 佐賀 神崎 三養基 小城 東松浦 西松浦 杵島	西國東 東國東 速見 大分 北海部 南海部 大野
鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	

四三一

福岡縣 高知縣 愛媛縣

大	縣岡	縣福	縣知高	縣媛愛
豊前	豊前	筑後	筑前	土佐
二郡	四郡	六郡	九郡	七郡
下毛 宇佐	二市 小倉 門司 全教 田川 京都 筑上	一市 久留米 浮羽 三井 三洲 八女 山門 三池	一市 福岡 早良 精屋 宗像 遠賀 鞍手 嘉穂 朝倉 筑紫 糸島	一市 高知 土佐 幡多 高岡 吾川 長岡 香美 安藝
		福岡	高知	松山
				伊豫 十二郡 松山 宇摩 新居 周桑 越智 温泉 伊豫 上浮穴 喜多

四三〇

るて司申勅り譯警師視官準分院院稱督所於尙を一法わに又れ將將て親る幕軍は憲
 の令大任、に官守に長り、に充て隊ては、
 之に官守に長り、に充て隊ては、

第五章 種族及國家

道											海	
釧路	浦河	室蘭	網走	増毛	宗谷	上川	空知	小樽		岩内	釧路	
釧路	日高	膽振	北見	天鹽	北見	天鹽	石狩	後志	後志	後志	後志	後志
六郡	七郡	六郡	四郡	五郡	四郡	一郡	一郡	四郡	七郡	一區	二郡	四郡
釧路	浦河	室蘭	網走	増毛	宗谷	上川	上川	空知	小樽	小樽	岩内	釧路
白糠	沙流	有珠	斜里	留萌	枝幸	上川	上川	夕張	高島	古宇	古宇	島牧
足寄	新冠	虻田	常呂	苫前	利尻			雨龍	忍路			歌葉
阿寒	静内	幌別	紋別	天鹽	禮文			樺戸	余市			磯谷
川上	三石	勇拂		中川					古平			美園
厚岸	様似	白老							積丹			
											札幌	

四三三

北海道

沖繩縣

北										
檜山	松前	函館		札幌		支廳				
後志	渡島	渡島	膽振	渡島	渡島	石狩	石狩	石狩	國名	區數
四郡	二郡	一郡	一郡	三郡	一區	一郡	四郡	一區		
久遠	檜山	松前	山越	龜田	函館	千歲	札幌	札幌	區	
太樺	爾志			上磯			石狩	厚田	郡	
潮棚				茅部			厚田	濱益	名	
奥尻									地	

四三三

沖繩縣	
琉球	
五郡	二區
島尻	那覇
中頭	首里
國頭	國頭
	(宮古)
	(八重山)
那覇	那覇

廳		
河西	根室	紗那
十勝	千島	千島
七郡	五郡	四郡
河西	根室	紗那
河東	花咲	振別
上川	野付	擇捉
中川	標津	樺取
十勝	目梨	
常陸	國後	
廣尾	色丹	
	得撫	

臺		總		督	
臺北	斗六	彰化	苗栗	桃園	鹽水港
士林 錫口 新庄	林圯埔 土庫 四埔 北港	北港 鹿港 田中 員林	二林 香寮 田中 員林	大坵 三角 大坵 中坵	店仔口 前大埔 北門
頭圍 羅東 八哩沙	林圯埔 土庫 四埔 北港	北港 鹿港 田中 員林	二林 香寮 田中 員林	大坵 三角 大坵 中坵	店仔口 前大埔 北門
基隆	深坑	新竹	臺中	南投	嘉義
頂雙溪 瑞芳	吳厝 坪林	樹林 頭份 南庄	東勢 社寮 葫蘆墩	埔里 集集 草屯	打鐵 東石港 新港
金包里 水邊脚	吳厝 坪林	樹林 頭份 南庄	東勢 社寮 葫蘆墩	埔里 集集 草屯	打鐵 東石港 新港

府		
蕃薯寮	阿猴	臺東
山杉林	阿里港 內埔 萬丹	花蓮港 瑞石 關
		成慶港 巴里
鳳山	恒春	澎湖
打狗 阿公店 桶仔坑	枋山 蚊蟀	大赤崁 小池角 網垵

地方行政最高の區劃たる府及び縣には之れが長官として知事あり而して其の下に事務官、技師、屬視學、警部、技手あり、尙ほ府縣廳は内務行政、財務行政以上第一部、警務行政、兵事行政以上第二部、勸業行政以上第三部、警察行政、衛生行政以上第四部に分る、又た神奈川、兵庫、長崎、福岡の四縣には港務部ありて縣下に於ける港灣の安寧秩序を保持し及び海港檢疫の事を掌る、其他府縣の下にある郡には郡長ありて第二級の地方官治行政を司どる。

地方自治團體は府、縣、郡、市、町村の如き普通自治團體と水利組合、學校組合の如き特別自治團體に分たる。

關東州都督府は關東州にあり、都督は親任官にして陸軍大將又は中將を以て之れに任じ、其權限は關東州を管轄し、南滿洲に於ける鐵道線路の保護及取締と之

れが株式會社の業務を監督し、部下の軍隊を統率し、外務大臣の監督を承けて諸般の政務を統理し、特別の委任に依り清國官憲との交渉事務を掌理し、軍政及陸軍軍人軍屬の人事に關しては陸軍大臣、作戰及び動員計畫に關しては參謀總長、軍隊教育に關しては教育總監の區處を承け、其職權又は特別の委任により都督府令を發し又は罰金罰則を附することを得、次に都督は其管轄區域内の防備を掌り、安寧秩序を保持し又は鐵道線路の保護及取締を行ひ必要と認むるときは兵力を使用することを得る等なり、尙ほ此都督府は民政部及陸軍部の二部に分る。

本邦の外交

本邦の外交。嘉永六年北米合衆國水師提督ペルリ來りて和親を求めしより以來、國際的通航は年を逐ふて甚しく、今や海外に於ける帝國公館は大使館四公使館十一、總領事館十二、總領事館分館四、領事館二十六、領事館分館二、貿易事務館一、專管居留地經營事務所一名、領事館三十七となれり、左に山上理學士著帝國政治地理により本邦在外公館表を掲ぐ。

種別	所在地	管轄區域
大使館	英吉利國倫敦 北米合衆國華盛頓 佛蘭西國巴黎 獨逸國柏林	英吉利 北米合衆國 佛蘭西 獨逸
公使館	奧大利國維也納 伊太利國羅馬 和蘭國海牙 墨其西哥國墨其西哥 伯刺西爾國リオンナネロ 白耳義國フランクフル 西班牙國馬德里 露西亞國聖彼得堡 瑞典國ストックホルム 清國北京 暹羅國盤谷	奧大利國匈牙利瑞西 伊太利 和蘭丁抹 墨其西哥秘露 伯刺西爾 白耳義 西班牙葡萄牙 露西亞 瑞典 清 暹羅

總領事館	領事館	領事館
清國南京(上海)	伯國リオデヤネーロ	清國上海
清國鐵嶺(奉天)	加奈陀オツタマ	清國天津
清國長春(奉天)	曼國墨其西哥	清國奉天
清國新民(奉天)		

スル事項ニ付テハ全濠洲ヲ管轄ス
 江蘇省中松江府大倉州通州鎮江府淮安府徐州府海州揚州府江寧府安徽省浙江省中寧波府台州府紹興府温州府處州府
 直隸省山西省
 黑龍江省吉林省盛京省安東及ヒ牛莊領事館管轄區域ヲ除ク
 曼其西哥
 コロンビヤ州及ヒ西北テリトリーチ除キ其他ノ各州及ヒテリトリー(但加奈陀殖民地政府ニ關係スル事項ニ付テハ全英領加奈陀ヲ管轄ス)
 伯刺西爾國

總領	領
英吉利國倫敦	布哇島ホノルル
英領加奈陀オツタマ	濠洲シドニー
英領印度カルカッタ	
北米合衆國紐育	

英吉利
 英領コロンビヤ州及ヒ西北テリトリーチ除キ、
 其他ノ各州及ヒ各テリトリー
 メーン・ニュー・ハムプシヤイア・ヴァルモン・マサ
 チュセツ・ロードアイランド・コンネクテカッタ
 ニューヨーク・ニュージャルジ・ペンシルヴァ
 ニヤ・デラウエア・メリーランド・ヴァージニア
 ア・ウエストヴァージニア・ノースカロライナ・サ
 ウスカロライナ・ジョージア・フロリダノ十七州
 及ヒエストリクトオプコルムビア
 サンドウィッチ群島
 ニューサウスウエールズ州・タスマニア州・ニュー
 ジーランド州・ウヰキクトリア州・サウスオースト
 レリア州・サウスオーストレリア州・クヰーンズ
 エストオーストレリア州・クヰーンズランド州
 ウェスト・ニュー・グワイ・ノース・タスマニア・
 ニュー・カレドニア(但シ濠洲聯邦政府ニ關係

領

清國厦門
清國芝罘
清國安東
清國牛莊
清國漢口
清國長沙
清國蘇州
清國杭州
清國沙市
清國重慶

福建省中興化府。泉州府。永春府。汀州府。漳州府。龍巖州。廣東省中潮州府。嘉應州。惠州府。江西省中吉安府。南安府。徽州府。寧都州。
山東省。
盛京省中安東縣。懷仁縣。岫巖州。臨江縣。寬甸縣。輯安縣。遵化縣。
盛京省中復州。營口。廳。蓋平縣。海城。錦州。
湖北省中漢陽府。武昌府。德安府。黃州府。河南省中彰德府。衛輝府。開封府。陳州府。許州府。歸德府。南陽府。汝寧府。光州。江蘇省中九江府。南昌府。蘇州府。廣信府。南康府。臨江府。揚州府。江蘇省中常州府。
浙江省中杭州府。紹興府。湖州府。金華府。衢州府。嚴州府。
湖北省中荊州府。荊門州。襄陽府。安陸府。麻城府。宜昌府。鄖陽府。河南省中懷慶府。河南府。陝州。汝州。四川。陝西。甘肅。貴州。雲南。五省。

事

清國福州
清國廣東
英領香港
暹羅國盤谷
英領海峽殖民地新嘉坡
英領印度孟買
澳洲ヌワンノヅギール
フクリッピン群島マニラ
露國オアッサ
薩哈連島哥爾薩港
北米合衆國桑港

福建省中福州府。延平府。建寧府。邵武府。福寧府。
香港政廳管轄地。廣東省中廣州府。南雄州。韶州府。連州。樂慶府。羅定州。高州府。雷州府。廉州府。海南島。廣西省。
暹羅國
新嘉坡島。彼南島。プロビンスオブマラッカ
英領印度。錫蘭島。
獨領ニューギニア。マリアナス群島(グアム島ヲ除ク)カロリナス群島。パパラウ群島。ツカインスランド州。サウスオーストラリア州中ノイザンテリトリイ。ウエストオーストラリア州中キンバリー。ノースウエスト。英領ニューギニア。
フクリッピン群島。マリアナス群島中グアム島
歐羅巴露西亞
薩哈連島
カリフォルニア。コロラド。ユータ。ネヴァダ。ノ

名	館務事易貿
英國 グラスゴウ	露 領 ア ヲ ヲ 浦 瀬 斯 德
英國 ミッドルスマライ	
英國 リヴァプール	
英領印度 コロンボ	
米 國 ニューオリアン	
米 國 モビール	
米 國 ポストン	
米 國 ガルバストン	
米 國 聖路島	
米 國 聖路島	
米 國 聖路島	
米 國 聖路島	
米 國 聖路島	
米 國 聖路島	
佛 國 馬耳塞	

館分館事領	館
北米合衆國 （シヤトル）	北米合衆國 シヤトル
佛國 里昂	佛國 里昂
白耳義國 加奈陀晚香坡	白耳義國 加奈陀晚香坡
佛國 西國	佛國 西國
白耳義國 英領コロニヤ州及西北テリトリ	白耳義國 英領コロニヤ州及西北テリトリ
北米合衆國 シカゴ	北米合衆國 シカゴ
州及ビ ニューメキシコ アリゾナ ノニテリトリ	州及ビ ニューメキシコ アリゾナ ノニテリトリ
モンタナ コロラド アイダホ ワシントン オレゴン 及ビ アラスカ ノ六州	モンタナ コロラド アイダホ ワシントン オレゴン 及ビ アラスカ ノ六州
インディアナ イリノイ ミシガン ウイスコンシン ミネソタ イチャワ ミソソリ ケンタッキー ノ	インディアナ イリノイ ミシガン ウイスコンシン ミネソタ イチャワ ミソソリ ケンタッキー ノ
イスダ コタ サウスダコタ ネブラスカ カンザス オハ イ ウ テ ン ネ ッ シ ー ア ラ バ マ ミ ス シ ッ ピ ー ア	イスダ コタ サウスダコタ ネブラスカ カンザス オハ イ ウ テ ン ネ ッ シ ー ア ラ バ マ ミ ス シ ッ ピ ー ア
ルカン ザ ス ル イ ジ ア ナ テ キ サ ス ノ 十 九 州 及 ビ	ルカン ザ ス ル イ ジ ア ナ テ キ サ ス ノ 十 九 州 及 ビ
オクラ ホマ イン デ ア ン テ リ ト リ ノ ニ テ リ ト リ	オクラ ホマ イン デ ア ン テ リ ト リ ノ ニ テ リ ト リ

領事館	領事	領事館
佛國	ホルドー	
佛國	ル・ハイアル	
獨國	柏林	
獨國	ブレイメン	
獨國	ミュンヘン	
白國	ブリュクセル	
伊國	ナポリ	
伊國	メシヌ	
伊國	パレルモ	
伊國	ジュネノア	
伊國	ミラン	
蘭國	アムステルダム	
蘭國	ロッテルダム	
埃國	トリエント	
奧國	維也納	
秘國	リマ	
瑞國	スウェーデン	
丁國	コーペンハーゲン	

歐米諸國の大使館にして本邦に存するもの四、公使館十三とす、蓋我れの大使館を置ける處は彼亦た大使館を置き我れの公使館を置ける處は彼れ亦た公使館を置けり、尙ほ領事館に至りては左表の如し。

亞爾然丁國
ブエノスアイレス
瑞典國
ストックホルム
瑞典國
ゴットホルグ
露國
聖彼得堡

帝國駐在外國領事館表

國名	領事館數	領事館所在地
北米合衆國	五	橫濱・神戸・長崎・函館・淡水
英吉利	七	橫濱・神戸・長崎・函館・下關・淡水・臺南
和蘭	五	橫濱・神戸・長崎(佛國領事代理ス)・淡水・安平
佛蘭西	四	橫濱・神戸・長崎・臺灣
葡萄牙	三	橫濱・神戸・兼大阪・長崎(丁抹領事代理ス)

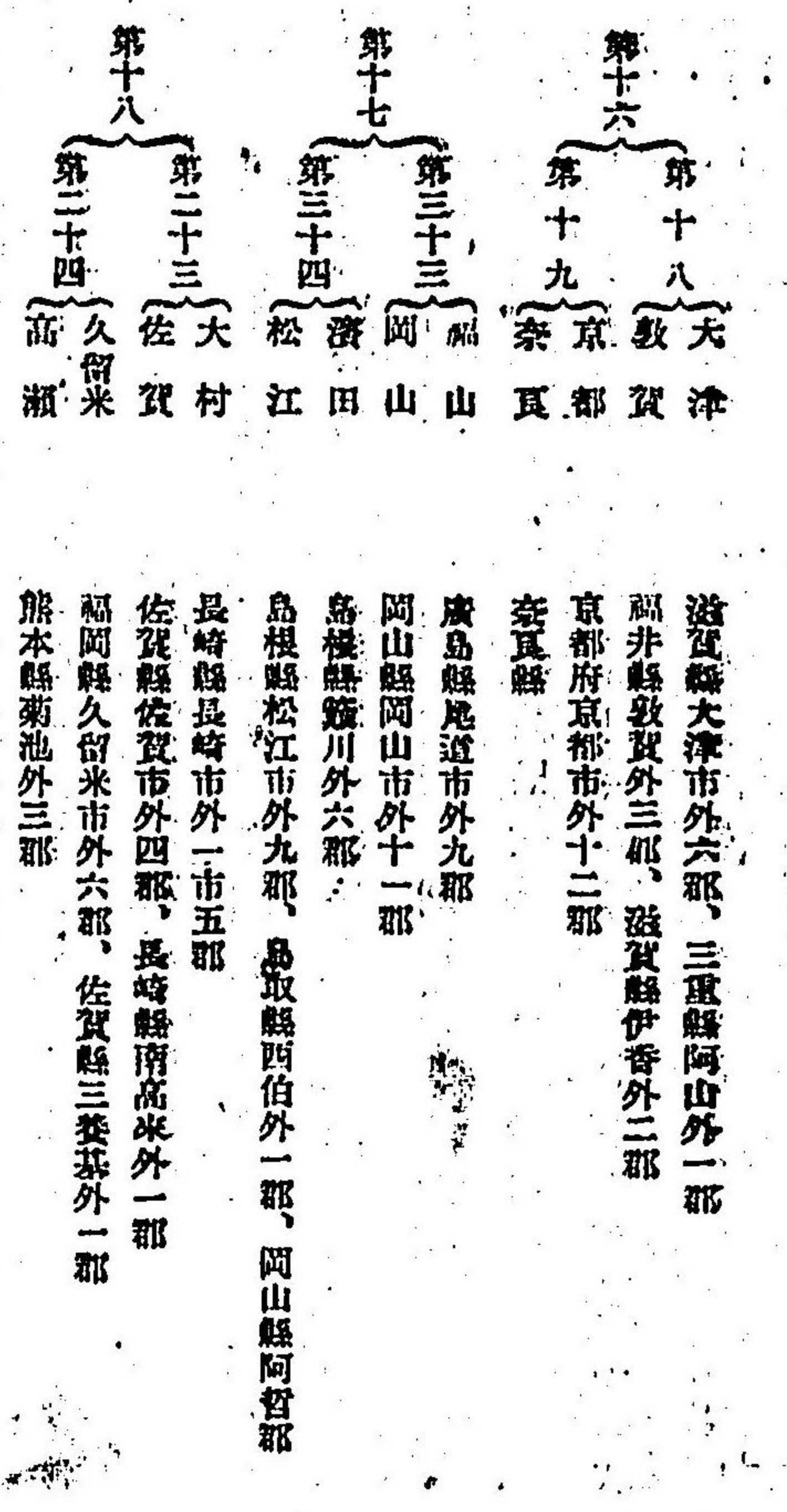
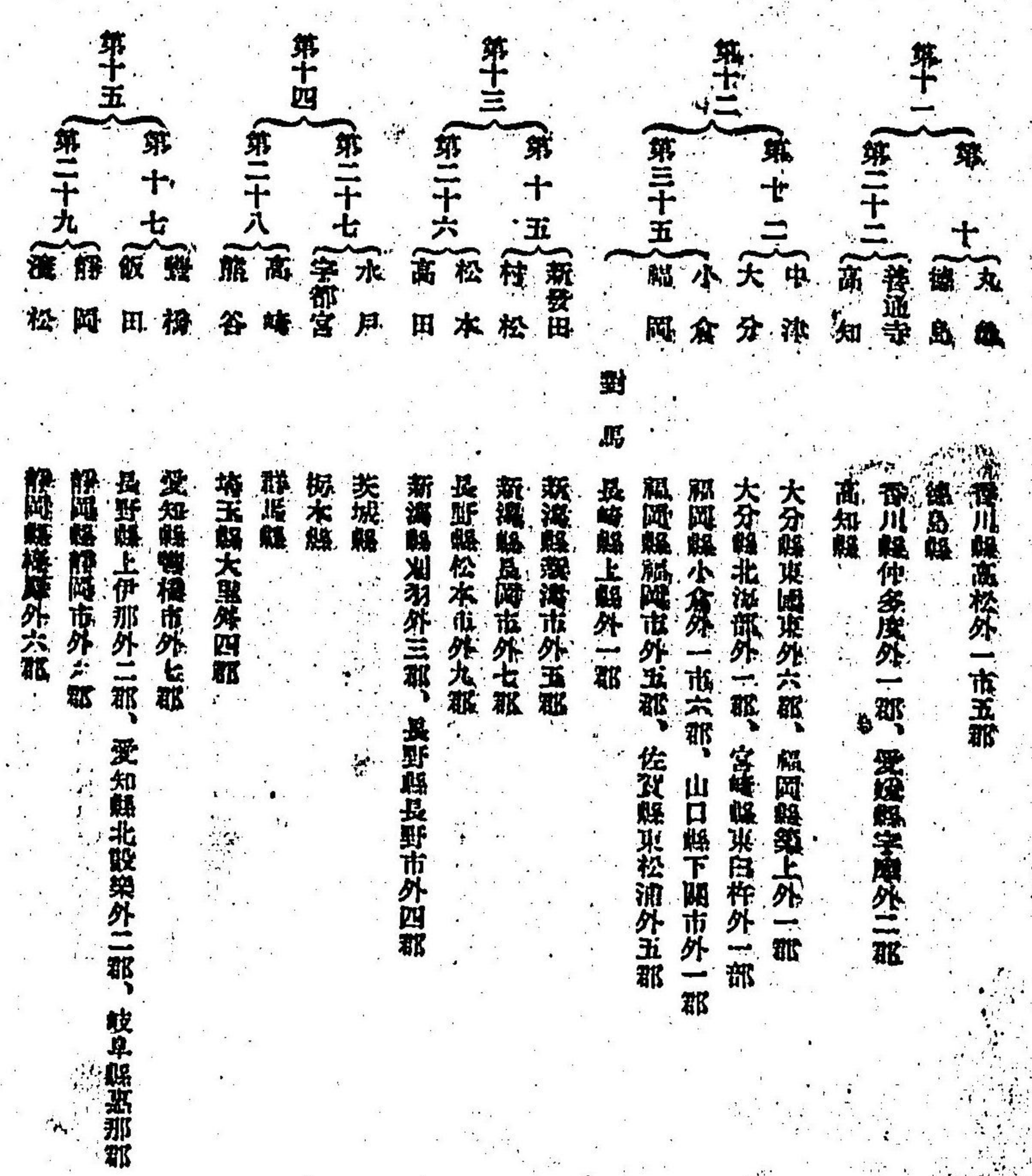
獨逸	四	橫濱兵庫兼大阪・長崎・淡水
瑞西	一	橫濱
白耳義	四	東京・橫濱・神戸・大阪
伊太利	二	橫濱・神戸(葡國領事事務ヲ取扱フ)
丁抹	四	橫濱・神戸・長崎・淡水
瑞典	三	橫濱・神戸・長崎(丁抹國領事事務ヲ代理ス)
四班牙	四	橫濱・長崎・神戸(佛國領事代理ス)・淡水(英國領事代理ス)
奧太利・匈牙利	一	橫濱
秘露	二	橫濱・神戸
墨其四哥	二	神戸兼橫濱・基隆
伯刺四爾	二	橫濱・神戸
亞爾然丁	一	橫濱
智利	二	橫濱・神戸
清	三	長崎・橫濱兼東京・神戸兼大阪
計	五九	

帝國の軍備。古き拉丁の諺に「平和を樂さんと欲するものは必ず武備を要す」

(Si vis pacem, para bellum)と云ふことあり吾人にして平和を求めんと欲せば必ず鞏

固なる軍備を要す、之れ世界各國の陸に海に軍備を擴張して止まらざる所以なり、我國は獨逸と同じく國民皆兵主義にして、苟くも帝國臣民たるものは階級の如何に關せず滿十七歳より滿四十歳までの男子は皆な兵役に服する義務を有し、而して兵役は常備、後備補充、國民の四種より成り、常備兵は現役及豫備役より成り、前者は滿二十歳にして服務し、陸軍にては二箇年、海軍にては四箇年、之れを終れば陸軍にては四年四箇月、海軍にては三箇年の豫備役となる、更に常備兵役を終りたるものは後備兵役に服し、陸軍にては十箇年、海軍にては五箇年、外に補充兵役は陸軍にては十二年四箇月、海軍にては一箇年にして所要の現役兵員超過するもの、中所要の人員之れに服し、國民兵役は第一、第二に分れ、前者は後備及第一種補充兵役を終りたるもの、第二は常備、後備補充役、第一國民兵役に在らざるもの之れに服す、尙ほ全國を十八師管に區分し、近衛師團及十六師團の兵員を徵集し、海軍兵員は各師管内沿岸及島嶼を包括する聯隊區より召集す、日露戰役以後に於ける陸軍管區及各兵科の所在地左の如し。

改正陸軍管區表



備考 (一)師管の番號は師團の番號と、旅管の番號は少兵旅團の番號と同一とする(二)藩海及樺太の管區は未定。

さて以上の表を見るに新設の第十三より第十八に至る六個師團及び各隊移動の外、舊制と著明なる差異は騎兵第三旅團(盛岡)騎兵第四旅團(豊橋)の新設、野砲兵の編制替を行ひて第三旅團の設けられたること、山砲兵第一、第二、第三大隊の新設、要塞砲兵が重砲兵に改稱せらるゝと、共に其編制を改正し第一(横須賀)第二(下關)旅團

を置き第一より第六に至る重砲兵聯隊の設けられたること、交通兵科と共にその旅團鐵道聯隊の新設、電信教導大隊は該旅團に隸して電信大隊となり、また從來電信隊内に研究部として置かれたる氣球班が大隊と成りて新生したること及警備隊が鶏知一箇所となれる等なり。

又た曩きに掲げし表の内新設移轉すべき團隊に在りては其の編制及び兵營の建造ともに四十二年度ならでは完成し難きものあり、移轉の團隊に在りても兵營建築の都合上同様の状態に在れば是等は新衛戍に就くを得ることとなり次第に順次配備實行のこととし、其の權能は陸軍大臣に委したり、而して騎兵第三旅團第八聯隊を除く、第四旅團、第十九聯隊を除くは既に土地の收容を終へ、明治四十一年度内に旅團長以下司令部の編制及び兵舎の築造を行ひ、四十二年度に至り各師團の騎兵聯隊の編制改正と共に該兩旅團に屬する四個聯隊の編制を見るべく、野砲兵第三旅團は旅團の編制替の結果生じたるものなれば、明治四十一年内に旅團司令部を新に編制すれば足る、山砲兵は明治四十年より編制及び兵營建築の準備に着手し、四十二年度に至りて配備に就くべく、重砲兵は編制變更の結果として或部

隊に繁架砲及馬匹を配屬したる外人員は寧ろ少數の減少を見る位にて従つて明治四十年内に配備實現せらるべく交通兵旅團司令部及各大隊の一部は明治四十年内に編制成り配備完成は矢張四十二年度の豫定なり。
其他左の如き樺太守備隊司令部條例軍令陸第一號及臺灣守備隊司令部條例軍令陸第二號公布せらる。

樺太守備隊司令部條例

- 第一條 樺太守備隊司令官は第七師團長に隸し在樺太陸軍諸部隊を統率し樺太守備及陸軍諸建造物の保護に任ず
- 第二條 司令官は所轄各部隊軍事全般の事を掌り第七師團長に對し其實に任ず
- 第三條 司令官は樺太廳長官より地方の靜謐を維持する爲め兵力を請求する時は之に應ずる事を得其の事念にして樺太廳長官の請求を待つゝの適なき時は兵力を以て便宜處置するを得別項の場合に於ては直ちに第七師團長に報告すべし
- 第四條 司令官は部下軍隊の配置を定め第七師團長に報告すべし之を變更したる場合亦同じ
- 第五條 司令官は隨時部下軍隊及び官衙を檢閲し其實況を第七師團長に報告すべし
- 第六條 司令官は臨時緊急の場合に於て軍政及び人事に關しては陸軍大臣の區處を受

くることが得

第七條 樺太守備隊司令部に司令官の外左の職員を置く
參謀、副官、主計正、軍醫正、下士、列任文官

第八條 參謀は司令官を補佐し職務に參加し司令部の業務整理の責に任ず
第九條 副官は司令官の命を受け庶務を掌る

第十條 主計正は司令官に隸し各部隊の會計整理を統理す但し會計事務の監督及び陸軍土地建造物の經營并に所轄内經理部士官以下の人事及び教育に關しては第七師團經理部長の指揮を受く

第十一條 軍醫正は司令官に隸し各部隊の衛生事務を統理す但し各部隊の衛生事務及び衛生部員の教育并に衛生部下士以下の補充に關しては第七師團の軍醫部長の指揮を受く

第十二條 主計正及び軍醫正は前二條に定むる者を除く外師團經理部條例及び師團軍醫部服務規則に準じ各司令官事務を處理することを得
第十三條 下士列任官は上官の命を受け事務に服す

臺灣守備隊司令部條例

第一條 臺灣守備隊司令部は陸軍少將を以て之に補し臺灣總督に隸し部下軍隊を統率し守備區域内の警戒及び防備に任ず
前項守備區域は臺灣總督之を定む

第二條 守備隊司令官は部下軍隊の各隊の軍紀を統監す

第六條 守備隊司令官は守備區域内の靜謐を維持し陸軍諸建造物の保護に任ず

守備區域内の靜謐を維持する爲め地方官より兵力を請求する時事急なれば直ちに之を決定して後臺灣總督に報告すべし其事守備區域外に互る時と雖も直接地方にして當該守備區域の團隊長に地方官より援助を請求する時若し猶豫せば危害に陥るべき事を察する時亦同じ守備區域内に在る海軍官憲と交通し必要に際しては協同して事を處する事を得但し直ちに之を臺灣總督に報告すべし

第十條 守備隊司令部に司令官の外左の職員を置く
副官 軍醫正 軍醫 下士

第十一條 司令部の各將校同相當官は司令官の命令を受け各自擔任の事務を掌る

想ふに明治四年常備兵新設せられてより其兵式は多く佛國に倣らへり之れ當時傭聘將校の多くが佛人なりしを以てなり而して明治十五年に於ける我陸軍の兵力は近衛及六鎮臺にして其隊數は歩兵四十四大隊騎兵三中隊砲兵十八中隊工兵七中隊輜重兵二中隊なり明治十九年獨逸より將校を傭聘してより我軍事上の進歩稱々舊觀を異にし明治二十一年には鎮臺の制度を廢して近衛及六師營の編制となし尙ほ明治二十三年には海岸防禦の爲め要塞砲兵隊の新設を見るに至れ

り降つて明治二十七年日清戦役に於ける陸軍の兵力は歩兵八十大隊、騎兵十四中隊、野戦砲兵四十中隊、要塞砲兵十三中隊、工兵二十中隊、輜重兵十四中隊、警備隊一隊及屯田兵なりしが、戦役の結果近衛及十二師團の編成となり、明治三十七年日露戦役當時には歩兵百五十六大隊、騎兵五十九中隊、野戦砲兵百四中隊、要塞砲兵五十一中隊、工兵四十二中隊、輜重兵二十六中隊及警備隊一隊、臺灣屯在兵あり、戦役中更に四個師團を増設し、明治四十年の議會に於て尙ほ二個師團の増設確定せり、次に是等の軍隊の使用せし兵器中小銃は明治四年頃、スナイドル銃を採用してより、明治十三年當時歩兵小佐たりし村田經芳氏の創案にかゝる歩兵銃を製定し、明治十八年主として弾量及速力を増加する爲め改良を加へ、明治二十二年更に連發銃となし、明治三十年村田連發銃に改良を加へて三十年式歩兵銃を製し、尙ほ日露戦役の結果最新式のもの製せらるゝに至れり。

海軍にては全國を四海軍區に分ち、各海軍區に軍港及鎮守府を設く、而して鎮守府には艦政部、機關部、醫務部、經理部、司法部、港務部ありて出帥の準備、防禦計畫、海岸警備を司り、其他海兵團、造船所、病院等ありて兵士の訓練、船艦の新造、修繕、衛生等に

從事せり、今ま四海軍區を表にして示せば左の如し。

區	劃	軍港	所管	海岸延程
第一	羽後陸奥國界ヨリ本土東海岸及同南海岸ニ沿ヒ紀伊國南平葦東牟婁郡界ニ至ルノ海岸海面及少笠原島ノ海岸海面並ニ北海道ノ海岸海面	相模國三浦郡 横須賀港	横須賀 鎮守府	
第二	紀伊國南平葦郡界ヨリ長門國大津豐浦郡界ニ至リ又筑前國遠賀宗像郡界ヨリ九州東海岸ニ沿ヒ日向大隅國界ニ至ルノ海岸海面及四國ノ海岸海面並ニ内海	安藝國安藝郡 吳港	吳 鎮守府	
第三	筑前國遠賀宗像郡界ヨリ九州西海岸及同南海岸ニ沿ヒ日向大隅國界ニ至ルノ海岸海面及壹岐對馬沖繩諸島ノ海岸海面並ニ臺灣澎湖列島ノ海岸海面	肥前國東彼杵郡 佐世保港	佐世保 鎮守府	
第四	長門國大津豐浦郡界ヨリ本土西海岸ニ沿ヒ羽後陸奥國界ニ至ルノ海岸海面及隱岐佐波ノ海岸海面	丹後國加佐郡 舞鶴港	舞鶴 鎮守府	

尙ほ明治三十八年一月旅順港鎮守府開府せらる、同府は關東州の海岸海面の警備防禦に任じ、且つ必要に應じ艦隊、驅逐艦隊及び艦船を附屬せしむ、而して鎮守府には司令長官あり、天皇に直隸して麾下の艦隊、艦船部隊を統率し、所屬各部を監

督し府務を總理し、長官の下には幕僚として參謀長、參謀、副官、機關長、軍醫長、主計長あり、又た之れが管轄區域は關東州の海岸海面にして勅令第二百五十六號により公布せらるる左に本邦現在の艦艇表を掲ぐ。

本邦艦艇表

(明治四十年現在)

種別	名稱	噸數	竣工の年
戰艦	安藝	一九、一五〇	明治四〇
戰艦	宮島	一二、六四九	二八
戰艦	敷島	一五、〇八八	三〇
戰艦	朝日	一五、四四三	三一
戰艦	三笠	一五、三六二	三二
戰艦	石見(フリヨール)	一三、五一六	三四
戰艦	相模	一二、六七四	三〇
戰艦	丹後(ホルマツ)	一〇、九六〇	二六
戰艦	鹿島(レトウキザン)	一二、九〇二	三二
戰艦	周防(ホヘー)	一二、六七四	三〇
戰艦	香取	一五、九五〇	三八
戰艦	鹿島	一六、四〇〇	三八
戰艦	薩摩	九、二〇〇	三九

戰艦	伊吹	一四、六〇〇	四〇
戰艦	伊弉諾	一四、六〇〇	四〇
戰艦	常盤	九、八五五	三〇
戰艦	八雲	九、八〇〇	三一
戰艦	吾妻	九、四五五	三一
戰艦	磐手	九、九〇六	三二
戰艦	出雲	九、九〇六	三一
戰艦	春日	七、七〇〇	三五
戰艦	日進	七、七〇〇	三五
戰艦	阿蘇(バーヤン)	七、七二六	三二
戰艦	筑波	一三、七五〇	三八
戰艦	生駒	一三、七五〇	三九
巡洋艦二等	高千穂	三、七〇六	一八
巡洋艦二等	松島	四、二七八	二二
巡洋艦二等	松島	四、二七八	二二
巡洋艦二等	橋立	四、二七八	二三
巡洋艦二等	笠置	四、九七八	二九

第五章 種族及國家

同 同

朝 晝 夕 時 初 白 若 春 夕 朝 卷 敷 山 如 文 彌 神 初 潮

露 立 雨 雪 露 葉 風 暮 風 雲 (フ サ ド ニ ツ ク) 波 (カ イ ダ マ ー ク) 彦 (シ ル ム イ) 月 月 生 風 霜

三 三 三 三 三 二 二 二 三 四 四 二 二 四 二 二 二 二 二
七 七 七 七 七 七 七 七 七 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
五 五 五 五 五 五 五 五 五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

三 三 三 三 三 三 三 三 三 二 二 三 三 二 三 三 三 三 三
九 九 九 九 八 八 八 八 八 五 五 〇 八 五 八 八 八 八 八

同 同

卓 霞 吹 宥 朝 村 霞 春 朝 白 曉 曙 電 雷 海 陽 不 夕 雲

月 (ヒ エ ド ウ エ ー) 雲 明 霧 雨 雨 潮 雲 雲 炎 火 霧 雲

二 二 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 二 二 二 二 二
二 二 二 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 七 七 七 七 七
七 七 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 九 九 九 九 九

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
一 七 七 七 六 六 一 六 一 一 一 一 一 一 〇 二 一 一 一 〇

驅逐艦	白鷺	三七五	三九
同	初春	三七五	三九
同	疾風	三七五	三九
同	三月	三七五	三九
同	野分	三七五	三九
同	白妙	三七五	三九
同	夕風	三七五	三九
同	子ノ	二二七	三八
同	菊月	三八〇	四〇
同	浦波	三八〇	四〇
計	一一一隻	四二八、三八九噸	
水雷艇	七八隻	潜水艇 七隻	

(水雷艇五號明治四十年廢艦)

想ふに今を去る二十五年前にありては本邦の海軍力は甚だ微々たるものにして僅かに三千七百十七噸の裝甲海防艦扶桑と二千餘噸の金剛比叡等其の雄なるものにして總噸數も僅かに二萬七千五百四十三噸實に香取富士の兩艦を合せたるものに過ぎず加ふるに其の艦艇の多くは幕府時代の遺物たる帆裝艦なりしかば將來多々益々發展を要す可き本邦にとりて充分海權保持の任務を盡すこと能

はざるを以て明治十五年十二月軍備擴張の聖諭となり六年間繼續事業として巡洋艦十一艘海防艦三艘砲艦五艘水雷艇一艘練習艦二艘都合二十二隻約四萬三千三百二十五噸外に水雷艇二十餘艘の製造注文に着手せり是れ實に明治十九年なりとす。

明治十七年高雄八重山竣工せしを始めとし明治二十三年には赤城千代田明治二十四年には嚴島明治二十五年には松島千島後ち沈没明治二十六年には大詔煥發により一度否決せられし製艦費の復活となりて爲に戰艦富士八島巡洋艦吉野報知艦宮古建造の事となり明治二十七年には和泉艦を南米智利より購入し吉野橋立秋津洲等の諸艦悉く竣工し尙ほ清國砲艦操江を捕獲收容せり次で明治二十八年に至り更に清國より北洋艦隊の殘艦鎮遠濟遠平遠廣丙康濟鎮東鎮西鎮南鎮北鎮中鎮邊の十隻を收容し加ふるに日清戰役の結果として海軍の大擴張となり其總額二億千三百餘萬圓之れを第二期擴張と稱す而して其計畫の諸艦は戰艦四隻裝甲巡洋艦六隻二等巡洋艦三隻三等巡洋艦三隻砲艦三隻驅逐艇二十餘隻水雷艇百隻にして三等巡洋艦驅逐艇の一部水雷艇の組立を除きては他は悉く海外

に注文せり、明治三十年明石宮古竣工、然るに政府にては三十六年度より更らに十箇年繼續事業として戦艦三隻、裝甲巡洋艦三隻、巡洋艦二隻を建造すること、なれり、之れを第三期擴張計畫となす、加ふるに同年南米「アルゼンチン」より巡洋艦春日、日進二艘を購入せり、日露戦役開始當時の我海軍力は總計約二十八萬噸なりしが、戦争中に於て一等戦艦初瀬以下約四萬六千七百噸の艦艇を喪失し、更に一方に於て約十萬四千噸の戦利艦艇及び約二萬噸の戦利汽船(艦籍に編入せられたる姉川、松江、滿洲、韓崎、關東等)を以て戦争の結果我海軍力は差引正味三十五萬七千三百噸となり、戦役開始當時に比し結局七萬七千三百噸の増加を見たり、而して戦後我國に回航せる戦艦香取、鹿島を始め内地建造に係る薩摩、安藝、筑波、生駒、鞍馬、伊吹、利根、最上、淀、伏見の諸艦并に戦時計畫に係る三十隻の驅逐艦は合計約十四萬五千噸なれば前後總計五十萬二千三百噸となり、更に二萬餘噸の最大戦艦二隻は近々建造に着手せらるべき運びとなり居るを以て此噸數を加算する時は我國の海軍力はこゝ、兩三年間に於て約五十五萬噸の大勢力を示すに至らんとし、戦前に比して實に二十七萬噸即ち殆んど倍加の勢力を見るに至る可き勘定

陸軍の機

列強の海軍

なりとす。

以上の陸海軍は、大元帥陛下の統率し給ふ所にして、其下に國防用兵に關する軍令機關及海陸軍の編制、常備兵額に關する軍政機關あり、即ち軍令機關は元帥府及軍事參議會の外に平時には軍令機關として陸軍は陸軍參謀總長、教育總監、其下に師團長あり、海軍にては海軍々令部長の下に鎮守府司令長官及常備艦司令長官あり、軍政機關には内閣及陸海軍大臣あり、戦時には軍令機關に戦時大本營及出征軍ありとす。

列強海軍力。華盛頓の海軍省が近日發表したる八大海軍國の戦闘力を見るに左の如し。

國名	既成	建造中	合計
英	一、六四〇、七六五	二一一、〇八九	一、八五一、八五四
佛	六〇九、九三七	一八九、三二〇	七九九、二五七
米	五二五、九七〇	二〇五、二二六	七三一、一九六
獨	四五七、四八〇	一一〇、六八〇	五六八、一六〇
日	三四八、一四一	一〇四、二五〇	四五二、三九一

露	二五四、〇四〇	一二一、八八五	三七五、九二五
伊	二〇二、九九三	八二、三二四	二八五、三一七
奥	一一三、五二七	一七、七〇〇	一三〇、七二七

此の表中には千九百年後改造したるもの、外に二十年以前に建造したる軍艦は含まず、設計はなりたるも未だ建造に着手せざるもの及び運送船、炭水供給船、工作船、水雷母艦、義勇艦等はすべて除外したり、また水雷艇は五十噸以上其他の軍艦は一千噸以上のものとす、右の表によれば現今噸數の順は建造中のもの悉く竣成したる曉に於ても依然變更せず、一等戰艦の建造は尤も海軍力を増加するものなるが此の點に於ては佛の九萬五千四百四十噸、露國の五萬八千六百噸、獨逸の五萬二千八百噸、伊太利の四萬九千七百噸、英の四萬九千三百五十噸、日本の三萬八千九百五十噸及び奧太利の一萬六千噸に對し米國は十三萬六千九百四十八噸を以て冠たり、次に裝甲巡洋艦に於ては英國の十四萬九千七百五十噸を第一位とし、佛の六萬六千九百四十噸、日本の五萬六千七百噸、米國の五萬六千三百六十噸、露國の四萬七千噸、伊太利の二萬五千六百六十噸なるに獨逸は二萬三千噸を以て殿をなす者とす。

教育及宗教

教育及宗教。本邦に於ける國民教育の基礎たる小學校は其總數二萬三千餘に達し、生徒の總數は五百九十七萬餘、而して就學兒童の百分比例は男九五、八、女八七にして年々尙ほ増加の傾向を有せり、而して其義務教育は六年とす、中等教育にあ

明治四十一年
古屋を以て名
學校に高等
らるべし

りては中學校の數二百五十八、生徒の總數九萬五千、高等女學校は官公私立合せて八十生徒の總數二萬二千、高等教育にては東京帝國大學に大學院及法醫工、文、理、農の六分科大學あり、京都帝國大學には大學院及法、醫、理、工、文の四分科大學あり、外に京都帝國大學の分校として福岡醫科大學あり、又た東北大學として札幌に農科大學あり、其他東京仙臺、京都、金澤、熊本、岡山及鹿兒島には高等學校あり、千葉、仙臺、金澤、岡山及長崎には醫學專門學校あり、東京、神戸、長崎、山口に高等商業學校あり、東京、名古屋、大阪、仙臺には高等工業學校あり、京都に高等工藝學校あり、盛岡に高等農林學校、東京に外國語學校、音樂學校、美術學校及盲啞學校等あり、又た陸海軍人の養成所としては陸軍大學、陸軍士官學校、海軍兵學校、江田島陸軍砲工學校、海軍機關學校、橫須賀あり、教員の養成所としては東京及廣島の高等師範學校、東京の女子高等師範學校、各府縣に師範學校あり、華族の教育には學院習及學習院、女子部あり。

圖書館は東京に於ける帝國圖書館を始めとし、其他大橋圖書館、住友圖書館等全國に六十七餘あり。

宗教

本邦に於ける宗教は主として神道、佛教及基督教となす、神道には左の如き派あり

神道、實行政、大成教、御嶽教、神理教、大社教、居住教、神習教、禪教、金光教、扶桑教、修成教

佛敎は欽明天皇の十三年始めて我邦に渡來してより殆んど本邦人信仰の中心となれり、其宗派左の如し。

- 天台宗 天台宗寺門派、天台宗眞盛派
- 眞言宗 眞言宗高野派、眞言宗御室派、眞言宗大覺寺派、眞言宗醍醐派、眞言宗新義、眞言宗智山派、新義眞言宗豐山派、眞言宗律宗、眞言宗眞言律宗
- 淨土宗 淨土宗西山派
- 臨濟宗 (天龍寺派、相國寺派、建仁寺派、南禪寺派、妙心寺派、建長寺派、東福寺派、大徳寺派、圓覺寺派、永源寺派)
- 曹洞宗 曹洞宗
- 眞宗 (本願寺派、大谷派、高田派、木邊派、興正派、佛光寺派、出雲路派、山元派、誠照寺派、三門徒派)
- 日蓮定 (富士派、不受不施派、不受不施講門派、本門法華宗、法華宗、本妙法華宗)
- 時宗 融通念佛宗
- 法相宗 華嚴宗

本邦の經濟

基督教は天文年間歐洲との交通開けしより我國に傳播し、今日にては左の如き宗派に分れ山村の間にも尙ほ基督の教を耳にすることあり。

天主教、ハリストス正教、日本基督教會、組合教會、日本聖公會、浸禮教會、英以監督教會、南美以教會、日本美以教會、美普教會、布美教會、福音教會、福音路帖、同盟教會、同胞教會、普及福音教會、宇宙神教、友會、基督教會、クリスチヤン、ヘブライ教會、セヴンスデー、アドヴェンチスト、救世軍

帝國の經濟。日露戰役後我が國民自覺心の發達につれて帝國の財政經濟大に膨脹するに至れり、先づ財政に就き觀察するに、混淆紛糾を極めし明治元年に於ける帝國の財政は經常歳入三百六十六萬四千七百八十圓四十一錢、臨時歳入二千九百四十二萬四千五百三十三圓七錢八厘、歳入總計三千三百八萬九千三百三十三圓四十八錢八厘、經常歳出五百五十萬六千二百五十三圓三十七錢四厘、臨時歳出二千四百九十九萬八千八百三十二圓五十九錢三厘、歳出總計三千五百五十八萬五千八百九十六錢七厘、試に之を三十九年度の國庫歳出入に比するに、同年度には經常歳入二億三千十二萬三千五百四十二圓、臨時歳入六千四百三萬九千四百七十六圓、歳入總計二億九千四百十六萬三千九百四十九圓、經常歳出二億七千八百四十七萬四千八百四

十七圓臨時歳出七千四百六十八萬二千三百九十四圓歳出總計三億五千三百十五萬七千二百四十一圓なりとす而して明治四十年度の豫算案は歳出入六億一千萬圓の巨額に達せり今左に歳入の主なる財源及年度表を掲ぐ。

科	目	三十九年度	三十八年度	比較増減
經常部	租	一五八、七六八、六七九	一四三、四五二、四三三	一五、三一六、二五五
	地租	三八、一七一、四九九	三六、九九四、八七九	一、一七六、六一〇
	酒稅	三五、五五七、九三二	二九、四三二、七七二	六、一二五、一六〇
	内地諸稅	五三、九〇七、八二六	五〇、三五〇、六〇〇	三、五五七、二二五
	關稅	三一、一三一、四二二	二六、六七四、一七二	四、四五七、二四八
	印紙收入	二二、八三四、三三一	二二、七〇〇、三七二	一、一三三、九五九
	官業及官有財產收入	四五、六九三、九二〇	三六、九〇四、四六〇	八、七八九、四五〇
	郵便電信收入	二四、八三一、七八五	二五、六七四、二七二	八四二、四八六
	雜收入	二〇、八六二、一二五	一一、二三〇、一八八	九、六三一、九三七
	總收入	一、八二六、六二〇	二、三九一、二六三	五、六四、六四二
合計	二、三〇、一三三、五四二	二〇、四四八、五三〇	二五、六七五、〇三二	

臨時部	官有物拂下代	雜收入	地方分擔納付金	横濱港灣設備納付金	公債募集金	森林資金繰入	前年度繰入金	債金繰入	臨時事件費	資金繰入	合計	臨時部	經常部	臨時部	合計
	一、五八二、六四九	二、六三六、四五九	六五九、八七四	五〇〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	五七、一六〇、四九三	—	—	六四、〇三九、四七六	二九四、一六三、〇一九	二七八、四七四、八四七	二七八、四七四、八四七	七四、六八二、三九四	三五三、一五七、二四一
	八八一、三四八	三、〇六五、三七九	三六七、九六七	—	—	八〇〇、〇〇〇	五〇、四一一、二五三	五〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	八五、九八〇、八一	三九〇、四三九、三三一	一〇〇、四三〇、五二五	二〇八、三二一、八三六	三〇八、七四二、三六一	四四、四一四、八八〇
	七〇一、三〇一	四三八、九二〇	二九一、九〇七	五〇〇、〇〇〇	—	二五、九五四、八六三	六、七四九、二四〇	五〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二二、九四一、三三四	三、七三三、六八七	一七八、二五四、三三二	△二三三、六三九、四四二	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 三十九年度は四十年一月三十一日、三十八年は三十九年一月三十一日の現計を示すものとす

更に本邦と歐米諸國とを比較する時は左の如し。

列國國費表(一九〇三年調査)

國名	歳出	人口平均一人歳出額
英吉利	一四七	三四
佛蘭西	一四八	三七
獨逸	一〇〇	一八
合衆國	一一一	一六
日本	一二三	七
舊公債	三九五〇・一八一	
海軍公債	八、二九七三〇〇	

國家其歳入によりて鞏固なる財政を求むること能はざる際一時其信用を利用して内外より公債を募集することあり、我邦にては明治三年鐵道建設及稅祿處分の爲め九分利付外國舊公債四百八十八萬圓を英京倫敦にて募集せし以來内外債の募集は三十七年度に於て左の額に達せり。

鐵道公債	五四八二六六五〇
金祿公債	一六、六三一、六四〇
整理公債	一六七、一二八三五〇
軍事公債	一一、五六四一、二五〇
北海道鐵道公債	五、五九二、五〇〇
臺灣事業公債	二、三七〇、七九〇
事業公債	一、四三、一八六、八五〇
紙幣銷却借入	二、三二〇、〇〇〇
合計	五六〇、九六二、五二一

然るに明治三十七年に至り日露干戈を交ふるに至るや、政府は戰費支辨の爲め左の如き前後數回の内外債を募集せり。

第一回内債	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	(最低價格九十五圓、五朱利付、償還期限五箇年)
第二回内債	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	(發行價格九十二圓、五朱利付、七箇年償還)
第三回内債	八〇、〇〇〇、〇〇〇	(前同に同じ)

第一回外債 九八、七二〇、〇〇〇、

(英貨一千萬磅發行價格九十三磅半、六) 第二回外債 一七、一五六、〇〇〇、

(英貨千二百萬磅發行價格九十磅十先令)

明治三十九年三月に調査せられし本邦國債の總額は二十一億七千餘萬圓の巨額に達し、尙ほ明治四十年十月末現在の國債高及償還高に就き大藏省の調査左の如し。

種別	起債額	償還額	未償還額
現存公債			
國內公債			
海軍公債	一〇、九七二、七二五	七、六八〇、九〇八	三、二九一、八一七
整理公債	七、〇〇〇、〇〇〇	八、七〇二、七〇〇	八、二九七、三〇〇
軍事第一回	一七五、〇〇〇、〇〇〇	七、八七一、六五〇	一、六七、一二八、三五〇
軍事第二回	二九、九九七、八〇〇	一、八〇八、一〇〇	二八、一八九、七〇〇
軍事第三回	四九、九九八、七〇〇	五、六九〇、六〇〇	四四、三〇八、一〇〇
軍事第四回	九、九二四、二五〇	一、五四〇、一〇〇	八、三八四、一五〇
鐵道公債	三五、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、八〇〇	三四、七五九、二〇〇
事業公債	五八、八六六、〇五〇	一三、九七八、九五〇	四四、八八七、一〇〇
	八八、八二七、八〇〇	一一、八三〇、一五〇	七六、九九七、六五〇

北海鐵道公債	四、四〇三、六五〇		四、四〇三、六五〇
臺灣事業公債	三四、三七三、六五〇	八六六、九〇〇	三三、五〇六、七五〇
高野鐵道公債	二八六、〇〇〇		二八六、〇〇〇
會社鐵道公債	三四、三七三、六五〇		一五、一六六、二五〇
臨時事件公債	三一〇、三九五、〇五〇		三一〇、三九五、〇五〇
臺灣事業公債	一三四、八八五		一三四、八八五
國庫第一回	九六、九七七、四〇〇		九六、九七七、四〇〇
國庫第二回	九八、八七六、六五〇		九八、八七六、六五〇
國庫第三回	七七、四八〇、七〇〇		七七、四八〇、七〇〇
烟草專賣法公債	一二三、一〇、四五〇		一二三、一〇、四五〇
舊京釜鐵道社債	七、〇〇〇、〇〇〇		七、〇〇〇、〇〇〇
舊北越鐵道社債	三、〇〇〇、〇〇〇		三、〇〇〇、〇〇〇
舊總武鐵道社債	六〇〇、〇〇〇		六〇〇、〇〇〇
舊房總鐵道社債	一、〇〇〇、〇〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇
舊七尾鐵道社債	四〇〇、〇〇〇		四〇〇、〇〇〇
舊德島鐵道社債	五八〇、〇〇〇		五八〇、〇〇〇
舊關西鐵道社債	四二、九三〇		四二、九三〇
合計	一、一三八、六一四、九四〇	六〇、二一〇、八五八	一、〇七八、四〇四、〇八二

外 國 債		四七八
第一回四分半利付	二九二,八九〇,〇〇〇	九七六
第二回四分半利付	二九二,八九〇,〇〇〇	二九二,八九〇,〇二四
第一回四分利付	九七,六三〇,〇〇〇	九七,六三〇,〇〇〇
第二回四分利付	二四四,〇七五,〇〇〇	二四四,〇七五,〇〇〇
五分利付	二二四,三四九,〇〇〇	二二四,五四九,〇〇〇
舊炭礦鐵道社債	三,九〇五,二〇〇	三,九〇五,二〇〇
舊關西鐵道株式會社債	九,七六三,〇〇〇	九,七六三,〇〇〇
合 計	一,一六五,七〇二,二〇〇	九七六一,一六五,七〇二,二二四
債 還 濟 公 債		
内 國 債		
新 公 債	一,二,四二二,八三五	一,二,四二二,八二五
金札引換公債	六,六六九,二五〇	六,六六九,二五〇
秩 祿 公 債	一六,五六五,八五〇	一六,五六五,八五〇
金 綠 公 債	一七三,九〇二,九〇〇	一七三,九〇二,九〇〇
舊神宮配當公債	三三四,〇五〇	三三四,〇五〇
起 業 公 債	一,二五〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇
中山道鐵道公債	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇

金札引換無記名公債	七,九二九,九〇〇	七,九二九,九〇〇
鐵道費補充公債	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
第四回發行國庫債券	九九,七九〇,五七五	九九,七九〇,五七五
第五回發行國庫債券	九九,九三六,一五〇	九九,九三六,一五〇
舊京釜鐵道社債	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
舊山陽鐵道社債	二,八五〇,〇〇〇	二,八五〇,〇〇〇
舊北海鐵道社債	三,六一〇,〇〇〇	三,六一〇,〇〇〇
計	四六一,五一五〇〇	四六一,五一五〇〇
外 國 債		
九 分 利 付	四,八八〇,〇〇〇	四,八八〇,〇〇〇
七 分 利 付	一一,七一二,〇〇〇	一一,七一二,〇〇〇
第一回六分利付	九七,六三〇,〇〇〇	九七,六三〇,〇〇〇
第二回六分利付	一一七,一五六,〇〇〇	一一七,一五六,〇〇〇
計	二三一,三七八,〇〇〇	二三一,三七八,〇〇〇
合 計	六九二,八八九,五〇〇	六九二,八八九,五〇〇
總 計	二,九九七,二〇六,六四〇	七五三,一〇一,三三四二,二四四,一〇五,三〇六

(備考)
 一、外國債は英貨一磅に付金九圓七十六錢三厘替を以て本邦貨幣に換算したるものを
 第五章 種族及國家
 四七九

- 一、揚載せり但九分及七分利付公債は四圓八十八錢替とす
- 二、英貨公債及府公債の償還額は圓位未滿の端數を四捨五入にて掲載せり
- 三、臺灣事業公債額の欄左側に掲ぐる金額は證書變換額にして△印は増×印は減を表示するものなり
- 四、舊鐵道會社々債に於ける起債額の欄には政府に承継したる當時の現在債額を掲載せり
- 五、大藏省證券及借入金は本表に之を除く

其他地方債の如き各地に於ける經費の膨脹と事業の擴張につれて益々募集せらるゝもの多く大阪の二千百萬圓を第一とし東京の七百萬圓長崎の四百萬圓其他兵庫神奈川等合計六千七百萬圓餘に及べり。

列國國債額(一九〇三年調)

英吉利	七九四	一八五
佛蘭西	一四八	三七
獨逸	一〇〇	一八
日本	二二二	一七
合衆國	一一一	一六
日	三三	七

今左に明治十五年以降の歳出歳入國債租稅累年比較表を掲ぐ。

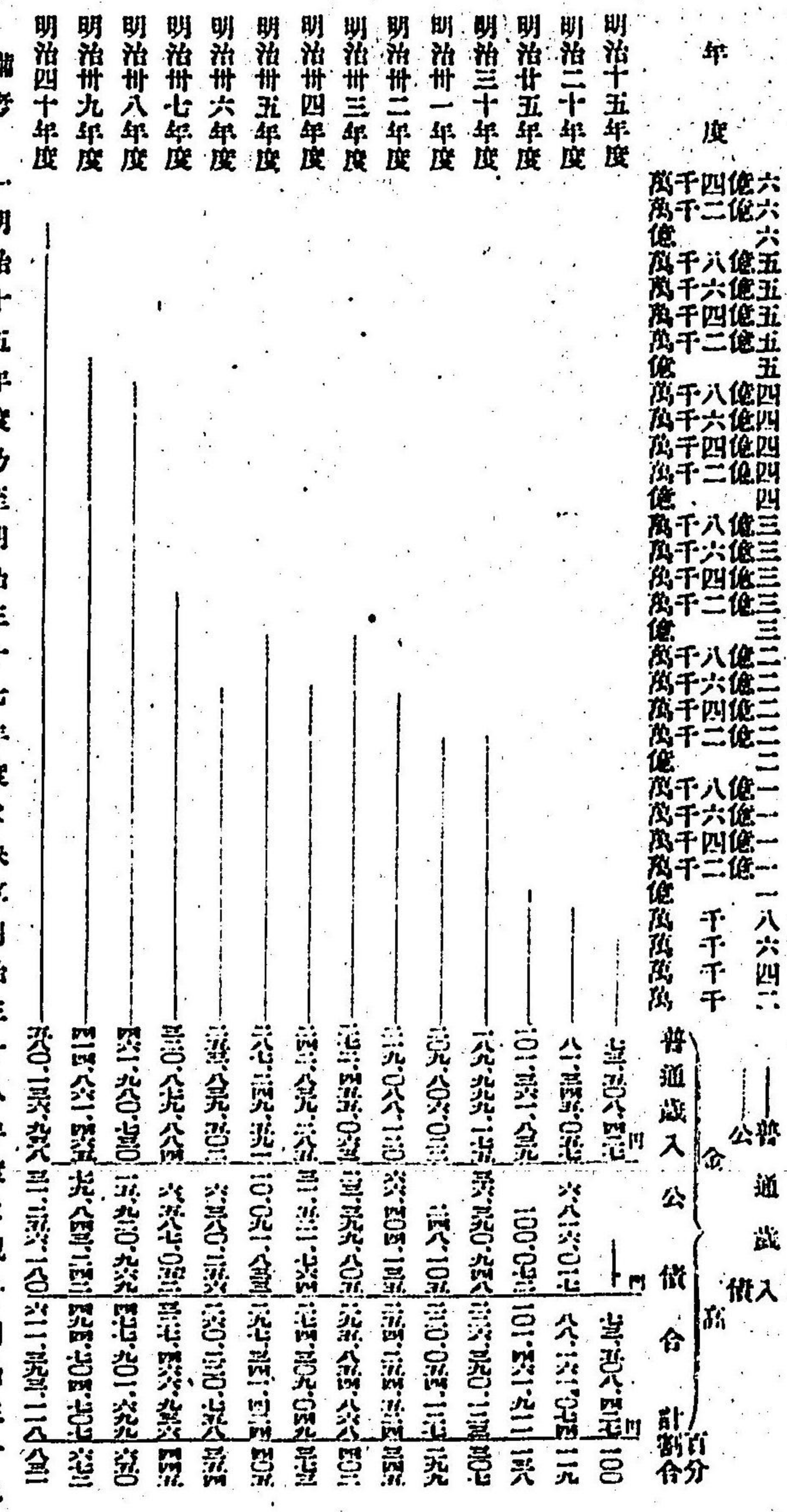
明治十五年以降歳出歳入國債租稅累年比較表 (明治四十年一月十日調)

年 度	歳出	歳入	國債	租稅
明治十五年	六六六	五五五	五五	四四
明治十六年	六六六	五五五	五五	四四
明治十七年	六六六	五五五	五五	四四
明治十八年	六六六	五五五	五五	四四
明治十九年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十一年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十二年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十三年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十四年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十五年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十六年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十七年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十八年	六六六	五五五	五五	四四
明治二十九年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十一年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十二年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十三年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十四年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十五年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十六年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十七年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十八年	六六六	五五五	五五	四四
明治三十九年	六六六	五五五	五五	四四
明治四十年	六六六	五五五	五五	四四

備考 明治十五年及至明治三十七年度は決算明治三十八年度は現計明治三十九、四

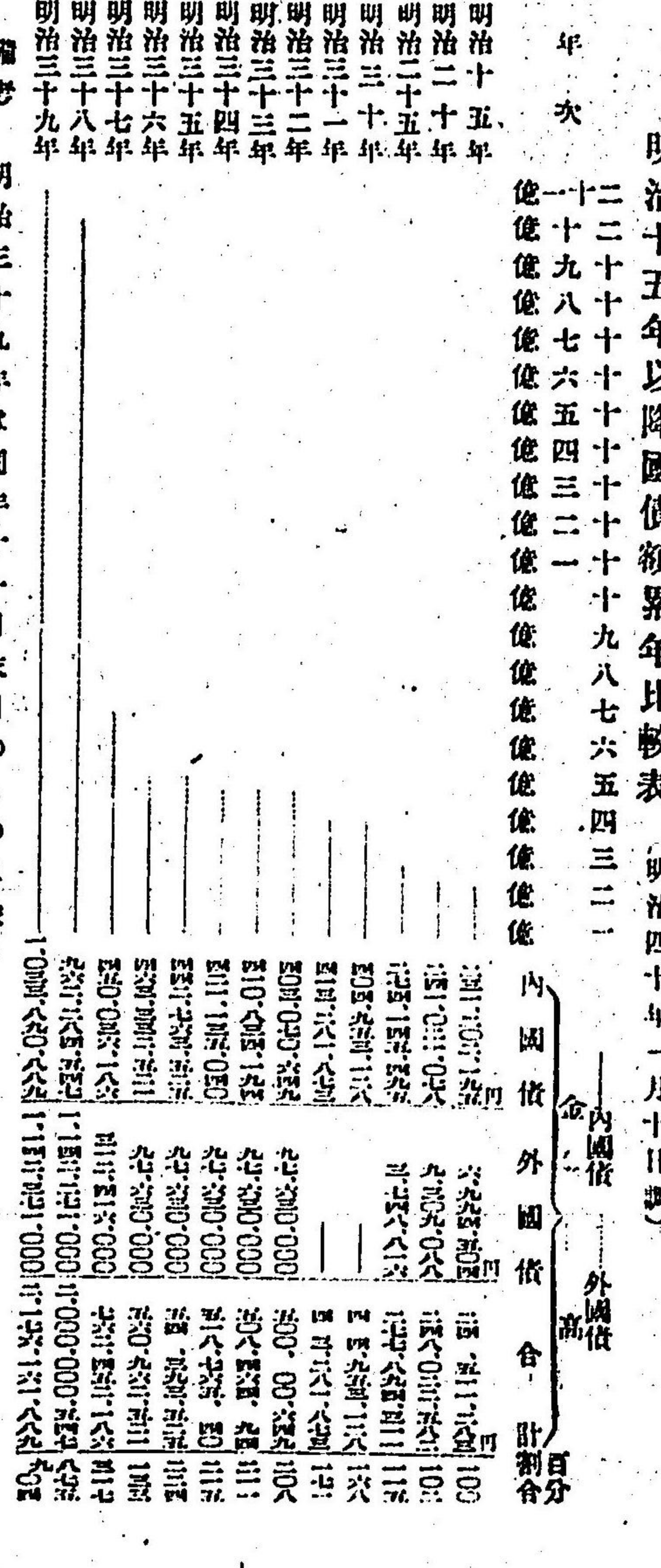
十兩年度は豫算に依る但追加豫算として提出すべき者は未確定に付之を省く

明治十五年度以降歳入額累年比較表 (明治四十年一月十日調)



備考 一 明治十五年度乃至明治三十七年度は決算明治三十八年度は現計明治三十九四十年度は豫算に依る但し追加豫算として提出すべきものあるも未確定

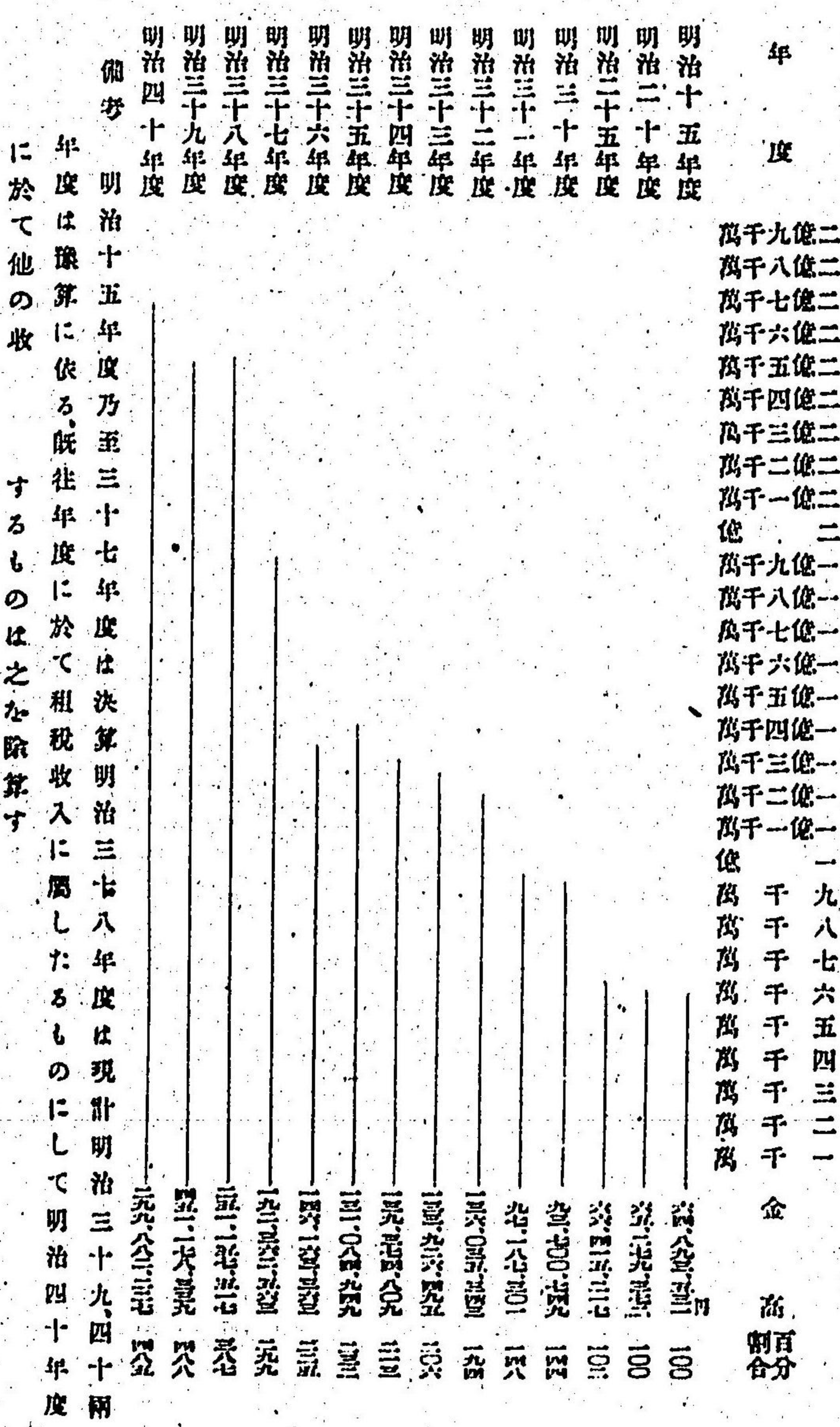
明治十五年以降國債額累年比較表 (明治四十年一月十日調)



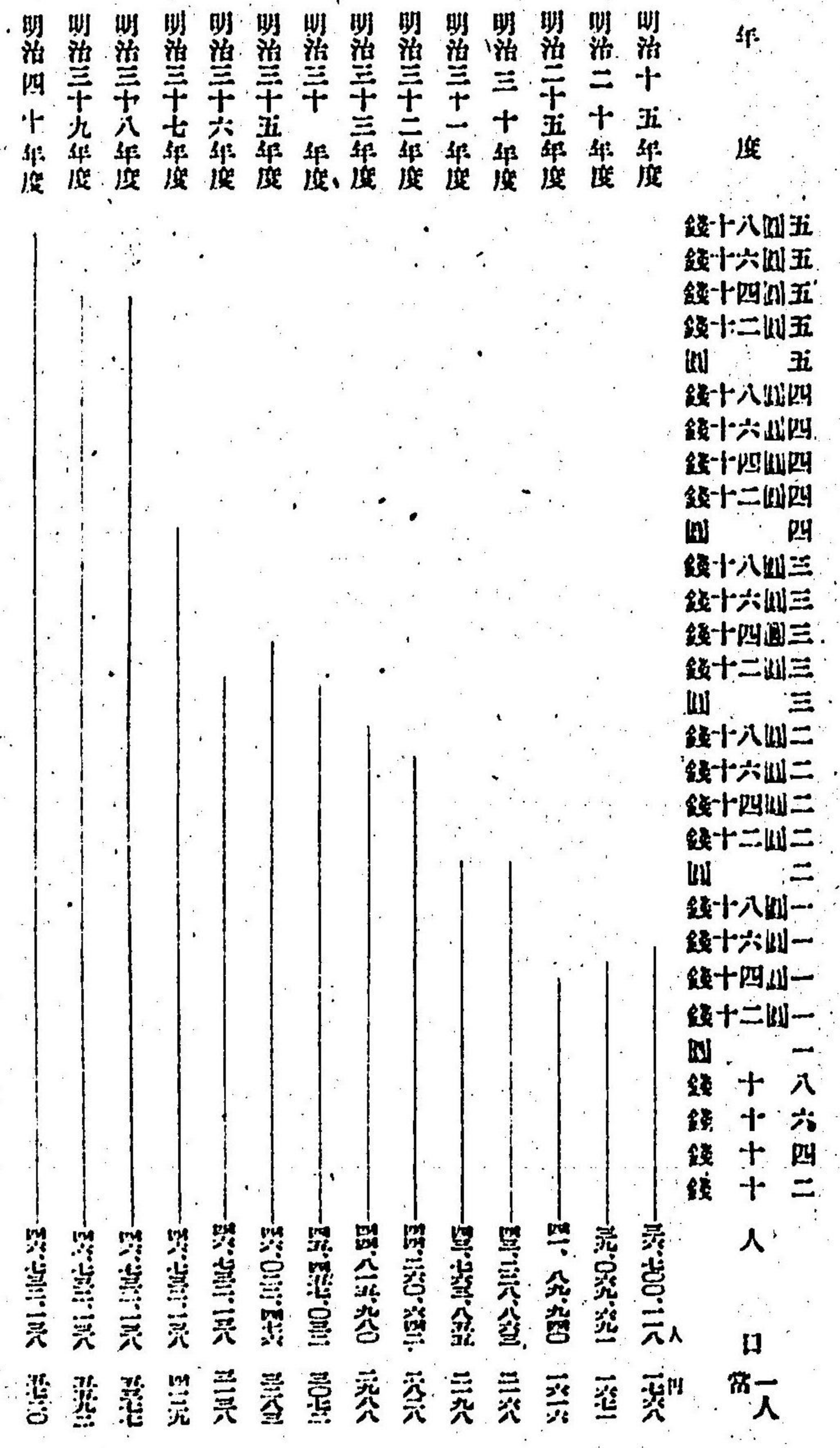
備考 明治三十九年は同年十一月末日のものに依る

に付之を省く
 一 公債支辨經費の費途にして一時償金特別會計より繰替及借入金を以て支辨せしものは之を普通歳入の内に併算す。
 一 明治三十八年度に於て公債財源に係る五千七百三十五萬四千六百二圓は國債整理基金特別會計法第十一條第一項に依り明治三十九年度同特別會計へ繰入たるにより公債金高の内より之を省く

明治十五年度以降租稅累年比較表 (明治四十年一月十日調)



明治十五年度以降租稅一人當負擔額累年比較表 (明治四十年一月十日調)



以上は本邦財政の概観なるが、之れが負擔者たる可き本邦人は果して幾何の富力を有するかを考察するに、大略の概算によれば本邦の富は百十六億八千萬圓即ち之れを細別すれば土地七十億圓、鐵道三億五千萬圓、家屋十九億圓、商品八億圓、其他十六億三千萬圓なり、之れを歐米の各國に比較すれば左の如し。

富力比較表(一九〇三年調)

國名	富力	人口一 人口力	人口一人 依り據額	差引純富力	人口一 人口力	純富力と人口一 人口力との關係
英吉利	一一八〇六	二八二	一八五	二六二八	三四	〇、一二九
佛蘭西	九六八〇	二四八五	三一二	二一七三	三七	〇、一七〇
獨逸	八〇五二	一三八八	二六	一三六二	一八	〇、〇一三
合衆國	六四五二	四五七	五五	四〇二	一七	〇、〇四二
日本	一六三五〇	二〇四四	六二	一九八二	一六	〇、〇〇八
日	一一三	二五四	一二	一一四二	七	〇、〇二九

蓋、本邦は國土の狹隘にして鐵の如き有用礦物の産出甚だ少なきと、年々河川に對する豫防工事と資本の缺乏とは本邦をして未だ充分なる富力を得しむること能はず、吾人は我國が獨逸に倣ひて化學工業品を奨励し、又た一方には益々勤儉貯

蓄の精神を養成して以て富力を増加せざる可からず、今歐米諸國の貯金額を以て我國に比するに、米國は一人に就き八百三十六圓、獨逸は二百九十四圓、我邦は僅かに十一圓なりとす。

次に外國貿易に就き考察するに、明治二年より明治十四年に至る十三年間は輸入超過の時期にして(但し明治九年を除く)、之れに反して明治十五年より明治二十六年に至る十二箇年間は輸出超過の時期なりとす(但し明治二十三年を除く)、斯くの如く輸出額が輸入額に超過するに至りし理由は、主として此期間に於て國內の秩序全く回復すると共に官民共に力を殖産工業に盡せし結果たるや明白なりとす、加ふるに銀價の下落は間接に我貿易に向て多大の利便を與へ、次で二十七八年の日清戰役を見るに至りしも外國貿易は何等の打撃を被むることなく却て好況を呈し、殊に戰後には幾多の工業勃興し爲めに生産機械及原料品の輸入を増加し、茲に貿易の趨勢は一轉して明治二十九年以降輸入超過の時期となりて明治三十八年に及びしが、同年に於ける日露戰争の開始せられしことは軍需品購入の必要上一億六千七百餘萬圓の輸入超過を見るに至れり、然るに明治四十年に至り此

勢は更に轉じて輸出額四億二千三百餘萬圓輸入額四億千八百餘萬圓輸出超過を見るに至れり實に今より二十年前に比すれば八倍十年前に比すれば約二倍の増加を見るに至れり。

而して政府は我邦經濟の發達を計るには世界經濟の大勢たる金貨本位を採用するの必要を感じ明治二十七八年戰役の結果として償金を領收せる好機會を利用し明治三十年十月一日を以て金貨本位制の實施を見るに至れり但し臺灣は久しく人民の舊慣と對岸なる清國との關係上未だ金貨本位を採用すること能はずりしが明治三十七年律令を以て臺灣銀行をして金券を發行せしめ更に明治三十九年に至り臺灣の幣制全く完備するに至れり今左に明治四十年一月外國貿易表過去二十五年間の對外貿易表及び金銀貨地金の輸出入表を掲ぐ。

輸出

甲種製品	四十年	三十九年	増減△減
食料品	四	三十九	△
米	二一八、五六四	三六〇、六七八	△一四二、一一四
昆布及刻昆布	一七五、五七八	一〇七、四二四	六八、一五四

錫	二六〇、四九七	一一一、二五一	一四九、二四六
其他	八三九、一三九	七九四、九二五	四四、二一四
計	一、四九三、七七八	一、三七四、二七八	一一九、五〇〇

乙製造品

製茶	一一九、二六九	七七、九三二	四一、三三七
精糖	三七三、七五八	三一一、九九五	六一、七六三
清酒	二二八、一九二	一四三、四七七	八四、七一五
麥酒	一〇、三八二	一九、三九二	△九、〇一〇
紙巻烟草	九一、七〇二	四八六、三七〇	△三九四、六六八
其他	四二二、六六五	四三三、五四五	△一二、八〇〇
計	一、二四五、九六八	一、四七四、六三一	△二二八、六六三
原料品	二、七三九、七四六	二、八四八、九〇九	△一〇九、一六三
石炭	一、七二二、三四三	一、二七〇、七〇六	四五一、六三七
木材	三七一、一七〇	二四〇、七三一	一三〇、四三九
絹絲	九九九、六八二	八四五、三二五	一五四、三五七
其他	二四四、〇八七	二五〇、一〇一	△六、〇一四
類計	三、三三七、二八二	二、六〇六、八六三	七三〇、四一九

第五章 種族及國家

原料用製品	二七八,五六二	二九六,五五七	△ 一七,九九五
樟腦	三三,〇一七	九七,二九六	△ 六四,二七九
魚油	七,七六三,八三一	七,八〇三,〇二〇	△ 三九,一八九
生絲	二,三〇〇,九五六	二,〇三〇,二一四	△ 二七〇,七四二
絹織絲	二,二七一,九四二	一,一五一,七三八	△ 一,二〇,二〇四
絹(塊及錠)	四三九,九七七	六〇六,六一七	△ 一六六,六四〇
製帽用原料	五〇八,三五九	六〇二,一二四	△ 九三,七六五
其他	一三,五九六,六四四	一一,五八七,五六六	△ 一〇〇,九〇七八
類計	二,六七四,二二四	二,一二三,八五六	△ 五五〇,三六八
全製品	二六二,一三九	一七七,九一九	△ 八四,二二〇
羽二重	九九六,九二七	五五一,〇四七	△ 四四五,八八〇
絹製手巾	九八,四一八	九九,六九六	△ 一,二七八
綿布	一〇一,二二三	三二,九八八	△ 六八,二三五
綿製浴巾	三七四,八九三	三九〇,五四七	△ 一五,六五四
綿(メリヤス)肌衣	二一〇,〇三六	七〇,三九七	△ 三九,六三九
磁器及陶器	二五,一五四	五七,五三七	△ 三二,三八三
漆器			
玻璃鏡			

洋傘	六一,九四六	一一七,二八〇	△ 六五,三三四
花籃	三六〇,五七八	三七二,一三二	△ 一一,五五四
「マツナ」	五〇一,四三八	四九三,七九三	△ 七,六四五
其他	二,九六六,五一一	二,二二六,一六五	△ 七三〇,三四七
類計	八,五三三,四八八	六七三,三三七	△ 一,八〇〇,一三一
其他の雜品	一九七,七三九	二〇六,四八八	△ 八,七四九
道計	二八,四〇四,八九九	二四,九八三,一八三	△ 三,四二二,七一六

輸 入

甲粗生品			
食料品			
米	一,七二〇,五〇四	四,五八,二七九	△ 一,二六二,二二五
小麥	三四,〇七〇	九五四,八五六	△ 九二〇,七八六
豆類	一,〇七一,三四三	七二〇,六六四	△ 三五〇,六七九
其他	三四〇,八二三	五一三,三〇七	△ 一七二,四八四
計	三,一六六,七四〇	二,六四七,一〇六	△ 五一九,六三四
乙製造品			
麥粉	三九九,一五二	一,五八八,四五四	△ 一,一八九,三〇二
砂糖	一,四四二,〇五〇	一,一五九,六三七	△ 二八二,四六三

第五章 種族及國家

酒類	四五〇五〇	七八二四二	△ 三三一九二
其他	二〇一八〇五	二三一四一七	△ 二九六一二
計	二〇八八〇五七	三〇五七七五〇	△ 九六九九六三
類計	五、二五四、七九七	五、七〇四、八五六	△ 四五〇〇五九
原料品			
生綿及絨綿	一三、七七六、二六三	九、七一七、六六八	四、〇五八、五九五
羊毛	一、二二二、七一八	六、一四四、五六七	六、〇八一、一五一
苧麻類	三、一六、二五四	二、四四〇、八一	七、二一七、三
燐礦石	一、六、七七七	四、一〇、四〇九	六、三六八
油類	八、二四、六五七	二、四九四、〇〇一	五、七五、二五六
其他	二、〇八九、九五八	二、〇〇三、三一〇	八、六六、四八
類計	一八、六四六、六二七	一三、二九九、四三六	五、四〇七、一九一
原料用製品			
革類	二、七九、四一〇	三、二一、五一三	△ 四二、一〇三
乾藍	三、一七、一一〇	二、三二、六六四	八、四四、五六
綿織絲	一、六六、八四二	四、四二、九二〇	△ 二七六、〇七八
塊鐵	三〇〇、一九一	二、一五、七六二	八、四、四二九
條鐵竿鐵及板鐵	一、七二五、二七八	一、四二五、五七〇	二、九九、七〇八

軌條	四四〇、四二二	一、五七、五三八	二、八二、八八四
筒鐵及管鐵	一、九八、七三七	八〇、二三八	一、一八、四九九
其他	三、二九一、七五七	二、八九一、四九五	四〇〇、二六二
類計	六、七一九、七五七	五、七六七、七〇〇	九、五二〇、五七七
全製品			
金巾及更紗	二九六、〇一九	八二六、一三八	△ 五三〇、一一九
綿織子及傘用綿布	五四七、六六七	三三三、〇六五	二、一四、六〇二
羅紗及「セルヤス」	六三〇、六六六	一、二六五、六七五	△ 六三五、〇〇九
「モスリン」	一〇五、七六六	三、一五、〇六九	△ 二〇九、三〇三
洋紙類	四七三、一六七	七、四三、一四〇	△ 二六九、九七三
石油	一、二六二、二三一	一、一五三、六四一	一〇八、五九〇
鐵釘	三、二二一、一七七	二、一三三、二二一	一〇七、九五六
機關車客車及貨車	三五九、三四一	九〇、二〇五	二、六九、一三六
汽船	四二六、七七一	三、九四、二四二	三、二五、二九
機械類	一、四一七、四九五	一、六八〇、八二二	△ 二六三、三二七
其他	三、七三一、九九一	二、二六七、一七〇	一、四六、四八二
類計	九、五七二、二九一	九、二八、二三八	二、八九、九〇三
其他の雜品	一、二六、三五七	二、二八、九三九	△ 一〇二、五八二

通計	四〇三一九八二九	三四二二三三一九	六〇九六五一〇
輸出合計	六八七二四七二八	五九二〇六五〇二	九五一八二二六
輸出超過			
輸入超過	一一九一四九三〇	九二四〇一二四	
輸 出			
金貨及金地金	一九〇七〇〇〇	六四二〇一二四	△四五一三一二四
銀貨及銀地金	一一九六	一〇七七二六七	△一〇七六〇七一
通計	一九〇八一九六	七四九七三九一	△五五八九一九五
輸 入			
金貨及金地金	五三〇四四三	四〇二二七五	一二八二六八
銀貨及銀地金	三〇八八一	一八二九〇三〇	△一七九八一四九
通計	五六一三二四	二二三一三〇五	△一六六九九八一
輸出超過	四九九五六二	五二六六〇八六	
輸入超過			

明治四十年一月の臺灣貿易額は左の如し。

四十年 三十九年 増減△減

輸出品價 四二五七六五 二八二八五五 一四二九一〇

輸入品價	七八七六四二	八〇七六七九	△二〇〇三七
通計	一二三四四〇七	一〇九〇五三四	一二二八七三
輸出超過			
輸入超過	三六一八七七	五二四八二四	
輸出金銀價	九九二六七	五四八一九一	△四四八九二四
輸入金銀價	二二二七	二〇〇六	△七七九
輸出超過	九八〇四〇	五四六一八五	
輸入超過			
入 港 船 舶			
内國船	一一二五六	八一二九	三一二七
外國船	一一〇〇九	九一八一	一八二八
通計	二二二六五	一七三二〇	四九五五

輸出の重なる者は原料用製品として生絲の七百七十六萬三千八百三十一圓を第一位とし、次に全製品として羽二重の二百六十七萬四千二百二十四圓其他原料用製品として銅及綿織絲原料品として石炭等あり更に輸入品に就き見るに原料品として生綿及綿綿の千三百七十七萬六千三百六十三圓を第一とし、之れに次ぐものを米、條鐵、竿鐵及板鐵、石油等となす。

而して彼我貿易の最も盛んなるは第一米國第二清國第三英國第四英領印度第五佛蘭西第六獨逸等とす。

四九六

貨物輸出入比較表

年	輸出總額	輸入總額	合計	輸出入超過
十五年	三九,四九五	三二,八四四	七二,三四四	出、六,六五五
十六年	三八,五一六	三二,〇一四	七〇,五三〇	出、六,五〇一
十七年	三三,九八四	三二,一五六	六六,一四一	出、一,八二八
十八年	三七,一四六	三二,七一〇	六九,八五六	同、四,四三六
十九年	四八,八七〇	三七,六三七	八六,五〇七	同、一,二三三
二十年	五二,四〇七	五一,六九九	一〇四,一〇七	同、七〇七
二十一年	六五,七〇五	六五,四五五	一三一,一六〇	同、二五〇
二十二年	七〇,〇六〇	六六,一〇三	一三六,一六四	同、三,九五六
二十三年	五六,六〇三	八一,七二八	一三八,三三二	入、二五,一二五
二十四年	七九,六二一	六三,八七三	一四三,四九四	出、一五,七四八
二十五年	九一,一九九	七五,九八二	一六七,一八一	同、一五,二一七
二十六年	九〇,四三四	八九,四三〇	一七九,八六五	同、一,〇〇三
二十七年	一一三,七〇八	一二一,二四五	二三四,九五四	入、七,五三七

貨幣及び金銀塊比較表

年	輸出額	輸入額	輸出入超過
二十八年	一三七,四九四	一三八,七四五	同、一,二五〇
二十九年	一三一,一二六	一八八,七一八	同、五七,五九二
三十年	一七七,八七五	二七四,一七〇	同、九六,二九五
三十一年	一八一,〇六七	三四一,六三九	同、一六〇,五七一
三十二年	二二九,四九六	二四三,三三一	同、一三,八三四
三十三年	二二〇,一三四	三二六,九二八	同、一〇六,七九四
三十四年	二六三,三四五	二八二,一八九	同、一八,八四三
三十五年	二六七,八五五	二九〇,八〇五	同、二二,九五四
三十六年	三〇〇,一三四	三二一,一四七	同、二一,二一一
三十七年	三二八,七二一	三七一,七四八	同、四三,〇二七
三十八年	三三三,七三八	四八九,〇三七	同、一五五,二九九
三十九年	四二二,六六八	四一八,八〇二	出、四,八六六
十五年	四,六七	七,〇四五	入、二,三七一
十六年	三,三五八	六,五八一	同、三,二二二
十七年	五,二八九	六,二五七	同、九六七
十八年	四,三六三	八,六四〇	同、四,二七七

第五章 種族及國家

四九七

十九年	九七〇一	一〇、五四八	入	四九八
二十年	一一、〇六一	一一、〇〇三	出	八四七
二十一年	七、八三三	八、七三二	入	五七
二十二年	五、一八八	一四、一七三	同	八九九
二十三年	一三、七七八	一、二〇〇	出	八、九八四
二十四年	一、四五二	一三、八八八	入	一、二、五七七
二十五年	九、七二九	二二、八八三	同	一、二、四三五
二十六年	一、二、二八九	一、一、八八六	出	一、一、一〇三
二十七年	三、四三七九	二六、七八三	同	七、五九五
二十八年	二、七三〇一	五、八七四	同	二、一、四二七
二十九年	一、一、五九八	三九、一四二	入	二、七、五四三
三十年	八、九二一九	八一、四六六	同	六、二、二四七
三十一年	八、六、九八七	四二、五六三	出	四、四、四二三
三十二年	一、一、一七八	二〇、一六三	入	八、九八五
三十三年	五、六、七〇七	一、一、五一七	出	四、五、一八九
三十四年	一、四、〇四九	一〇、九六〇	同	三、〇、八八
三十五年	二、〇、一八	三二、一六一	同	三〇、一三二
三十六年	一、九、〇〇一	二七、八〇七	同	八、八〇六
三十七年	一〇、七、七九五	三三、九四六	出	七、三、八四九

本邦の開港場

本邦の外國貿易場は左に掲ぐる四十港にして、之れに臺灣の貿易港を加ふるときは四十四港となる。

武藏國横濱	攝津國神戸	攝津國大阪	肥前國長崎	渡島國函館
越後國新潟	駿河國清水	尾張國武豊	伊勢國四日市	備後國糸崎
長門國下ノ關	豊前國門司	豊前國若松	筑前國博多	肥前國唐津
肥前國口ノ津	肥後國三角	對馬國嚴原	對馬國佐須奈	對馬國鹿見
琉球國那霸	石見國濱田	伯耆國境	丹後國宮津	越前國敦賀
能登國七尾	越中國伏木	後志國小樽	釧路國釧路	膽振國室蘭
尾張名古屋港				

臺灣の貿易港は基隆、淡水、安平、打狗の四港にして、左の諸港も新に開港場に指定せられ、當分の中支那形船に限らる。

- 臺北廳舊港
- 臺中廳後壠
- 臺中廳塗葛窟
- 臺中廳鹿港
- 臺中廳下湖口

臺南廳東石港

臺南廳東港

澎湖島媽宮

宜蘭廳蘇澳

尙ほ内外商業の發達は主として其國に於ける金融機關の發達如何に依る處甚だ多し、我邦の銀行組織は明治五年國立銀行條例の發布ありしに始まる、而して明治九年には其行數百五十二の多きに達せり、之れ同條例の改正案が創立者を利すること甚だ多かりしを以てなり、明治十年外國貿易に對する金融機關として橫濱正金銀行を設立せり、次で明治十五年政府は歐洲各國中央銀行の例に倣ひ紙幣制度の畫一と國庫金及公債の取扱、内外金融の疏通等を計る爲め日本銀行を設立し、又た一方には其翌年に於て從來の銀行にして營業滿期後は私立銀行となし、彼等の手より紙幣發行の權を奪へり、明治二十三年私立銀行の監督として銀行條例及貯蓄銀行條例を發布し、明治二十九年には農工業に資金を供給する爲め日本勸業銀行及府縣農工銀行の設立となり、明治三十三年には勸産の信用を高むると信託業を目的とする日本興業銀行起れり、其他臺灣の地に臺灣銀行あり、北海道に拓殖銀行あり、韓國には第一銀行支店あり、滿洲には正金銀行支店あり、共に銀行券を發行する特權を有し、滿韓貿易の發達に資せり、尙ほ郵便貯金高は明治十五年末に百

五萬圓に過ぎざりしもの、明治三十九年末には六千七百餘萬圓の多額に達し、約六十七倍の増加となり、其他各銀行の貯金高も著しく増進せり、手形交換高の如きも明治十五年には僅かに四千六百萬圓を過ぎざりしが、明治三十九年末には七十億圓となり、約百五十倍の増額を示せり、以て内地商業取引の如何に發達せしやを知るを得べし。

本邦に於ける工業中其の最も古き歴史を有するものを製絲業となす、而して生絲は今を去る十年前にありては其産額僅かに百萬餘貫、其價格二千萬圓に上らざりしが、明治三十七八年頃には其産額二百六十萬貫、餘其價格九千四百萬圓、次で明治三十九年の輸出額は實に一億一千萬圓の巨額に達せり、左に生絲の産出比較表を掲ぐ。

年	産出額	年	産出額
二十年	一、〇四二、七六〇	二十一年	九四四、四〇〇
二十二年	一、四〇二、二七三	二十三年	一、一六三、三七一
二十四年	一、五一四、三八五	二十五年	一、六一八、六三二
二十六年	一、七七四、八二一	二十七年	一、八八七、五八四

二十八年	二、二九六、六八八	二十九年	二、〇五二、八〇三
三十年	二、一六六、九三六	三十一年	二、一三四、八六五
三十二年	三、二七七、四一六	三十三年	二、四九四、六五六
三十四年	二、四六一、九一二	三十五年	二、五五八、一七八
三十六年	二、五九九、五七〇	三十七年	二、六五六、九七二
三十八年	二、六〇六、一二四		

戰役前三十六年

三十九年

米	四千七百一萬八千五百五十八圓七十三錢	七千四百五十三萬四千餘圓
佛	千六百六十九萬五千五百四十四錢	二千八十二萬六千餘圓
伊	九百六十七萬六千九百八十九錢	八百五十九萬二千餘圓
英	三百四十四萬九千一百圓	八百五十九萬二千餘圓
獨	輸出額なし	五萬二千四百八十餘圓
加太	四萬千六百六十二圓七十七錢	十一萬八千餘圓
露	九十五萬四千三百九十四圓四十錢	四十五萬一千餘圓

而して本邦に於ける産出額の最も大なるは長野縣にして、群馬、埼玉、愛知、福島、山梨、岐阜、山形の諸縣之れに次ぐ、而して本邦の地味、氣候之れに適せると、勞銀の低廉なるも、其他獎勵の方法宜しきを得たるは、益々此工業をして進歩發達の氣運に

向はしむるに至れり。

今や世界各地に於ける最近の産出額を見るに、日本の三百五十萬貫支那の百九十三萬貫、伊太利の百十九萬貫等を重なるものとす、而して本邦に於ける生絲消費地の重なるものは京都、西陣、桐生、足利、福井、川俣、八王子、伊勢崎等にして、世界に於ける消費地の重なるものは合衆國を第一として、佛蘭西之れに次ぎ、其他は獨逸、露西亞、伊太利等とす。

綿絲工業

綿絲工業は明治二十年後、大規模の工場勃興してより著しく其産額を増して一百万貫に上り、爾來年々増加して、明治二十五年には千二百萬貫、明治二十九年には日清戰役後企業勃興の結果として二千萬貫に達し、明治三十六年には三千九百萬貫となり、今や益々進歩發達の氣運に向ふに至れり、又た之が輸出入の状態を見るに、明治二十九年迄は輸入常に輸出に超過せしが、其翌年より約四百萬圓の輸出超過となり、更に明治三十六年には三千一百萬圓の巨額となり、本邦輸出品中最も主要なる地位を占むるに至れり、而して之れが産地は大阪地方を第一とし、兵庫、岡山、の二縣及東京地方之れに次ぐ、今や左に綿絲の産額及産額を掲ぐ。

綿絲工業

年	總數	綿絲出來高
二十年	七〇,三二〇	一,一六五,〇七三
二十一年	一一三,八五六	一,五九三,一〇三
二十二年	二一五,一九〇	三,三五八,〇四二
二十三年	二七七,八九五	五,一三二,五八八
二十四年	三五三,九八〇	八,九九五,二九三
二十五年	四〇三,三一四	一二,二四〇,七八八
二十六年	三八一,七八一	一一,五三一,三〇七
二十七年	四七六,一二三	一七,一七九,二七四
二十八年	五一八,七三六	一八,四三七,〇一一
二十九年	六九二,三八四	二〇,五八五,四八五
三十年	七六八,三二八	二六,一三四,一二〇
三十一年	一,〇二七,八一七	三二,一六三,二三九
三十二年	一,一七〇,三二七	四三,〇五二,四〇二
三十三年	一,一三五,一一一	三二,一八二,五三六
三十四年	一,一八一,七六二	三三,一一五,八二九
三十五年	一,三〇一,一一八	三八,四五八,九四七

機織工業

次に機織工業は絹織綿織絹綿交織麻織等にして之れ又九年々長足の進歩をなし明治十八年と明治三十七年とを比較するときは其間殆ど二十倍の差を生ずるに至れり此の如きは國民生活の上進と近年本邦産織物の海外市場に聲價を博するに由れり今を左に其産出價格を掲ぐ。

機織工業(絹織綿織交織麻織を含む)

年	一七八七、三〇二	一七八七、三〇二
十七年	五,九七五,一八一	一,一七八,七三二
十九年	一七,七三五,一五〇	二六,九七一,四一三
二十一年	一〇,三五六,四四二	三八,九八四,七二六
二十三年	三二,九〇六,二二五	四五,一九三,八一四
二十五年	四七,六八九,七七六	五七,五一三,〇七二
二十七年	七一,三六五,二一八	九六,一八七,一三五
二十九年	一〇四,九七七,六九一	一二二,四八一,八九二
三十一年	一四三,七三九,一九八	一七一,五八三,六〇三
三十三年	一七三,一九九,七七八	一四八,五一二,〇三二

三十五年 一四七、一四七、〇九八
三十七年 一二三、四三六、二六八

三十六年 一三四、〇〇六、七九五
最近五年平均 一二五、二六〇、三四四

五〇六

絹織は福井、石川兩縣及京都府を第一位とし、群馬、福島、山梨、埼玉、山形、新潟、栃木、富山の諸縣及東京府之に次ぐ、綿織物は大阪府を第一位とし、愛知、和歌山、埼玉、愛媛、奈良、福岡の諸縣及京都府之れに次ぐ、絹綿交織は栃木縣其産出最も多く、京都府及岐阜、愛知、群馬の諸縣之れに次ぐ、麻織は滋賀縣第一位にして、次ぎは北海道、山口、奈良、福井、新潟の諸縣となす、以下各種織物産出の多少に就き順次列記すれば左の如し。

- 一、福井、二、京都府、三、愛知、四、石川、五、大阪府、六、埼玉、七、和歌山、八、群馬、九、栃木、五百萬圓以上
- 一、福島、二、愛媛、三、新潟、四、東京府、五、岐阜、六、山梨、七、奈良、八、山形、九、滋賀、十、福岡、十一、富山、十二、兵庫、十三、徳島、十四、岡山、十五、山口、百萬圓以上

醬油の醸造せらるゝに至りしは足利氏の末期にして、爾來織田、豊臣、徳川氏を経て明治維新となり益々改良せられ目下は一年の産額百七十三萬石餘にして海外にも輸出せらるゝに至れり、我邦にて最も多く製造せらるゝ處は千葉縣二十三萬

石を第一とし、兵庫十二萬石、香川十萬石、愛知十萬石之れに次ぐ、而して海外輸出地の重なるものは布哇二十二萬圓、合衆國八萬七千圓、韓國四萬一千圓等なりとす。

醸酒の事我邦にては既に太古に存すとなし、又た應神の朝には百濟の須會己利參一種の醸酒法を傳へしと稱せらる、然れども今日の清酒は實に文祿慶長の頃、攝津鴻池村の酒屋勝庵に始まる、而して其重なる産地は兵庫縣(五十三萬石)を第一とし、福岡縣(二十六萬石)を第二とし、京都、廣島、愛知の諸縣之れに次ぐ、尙ほ此清酒は布哇、韓國、北米、清國、加奈太に向け年々輸出せらるゝもの七十九萬圓より八十五萬圓以上に及べり、又た本邦に於ける麥酒の産出地は東京府下、北海道、愛知、大阪府、神奈川縣等にして、總額九萬三千三百石餘に上り、清國、韓國、露領、亞細亞、海峽殖民地、比律賓等に向て輸出するもの年に五十萬圓乃至八十六七萬圓に達し、之れに反して、米國獨逸より輸入するもの年額二萬圓乃至四萬圓なりとす、葡萄酒は甲州及東京にて製造せらるゝものにて年額六千石以上に達するも尙ほ佛蘭西、伊太利、獨逸、英吉利、埃太利等より輸入せらるゝもの年に三十萬圓以上に達せり。

製紙のことは推古天皇十六年高麗の僧曇徴の貢せるに始まると稱す、當時之れ

が原料となりしは麻楮の類なりしが一條天皇の朝色紙の製造あり鎌倉時代には杉原紙室町時代には雁皮紙を製造し今日にては製紙の事業益々發達して西洋紙をも製造するに至れり而して其産地の重なるものは高知縣の二百六十七萬圓岐阜縣の百萬五千圓愛媛縣の六十萬圓其他東京靜岡福井岡山山口福岡の諸縣之れに次ぎ總額千五百萬圓以上に達せり又た洋紙製造の重なる處は富士王子神戸四日市阿部下郷千壽等なりとす然れども洋紙は板紙烟草用紙印刷用紙として外國産を仰ぐこと年々三百萬圓以上に達せり。

陶器は本邦にありて既に太古に於てアイヌ種族の使用せしもの及び我祖先の有せし朝鮮土器なるものあり次で後堀河天皇の御宇山城の人加藤四郎左衛門宋に入りて製陶の術を學び歸朝後尾張瀬戸村にて業を創む磁器は寛永年間歸化人李參平が肥前西松浦郡泉山にて製造せるを始めとし遂に有田伊萬里燒の基となれり而して本邦に於ける重なる産地は愛知(二百三十九萬圓)岐阜(百二十三萬圓)京都(六十四萬圓)佐賀(五十六萬圓)三重(二十四萬圓)石川(九萬圓)等にして總額七百萬圓乃至七百五十萬圓以上に達せり此の中にて合衆國英國清韓に輸出せらるるもの

年に三百十七萬圓に上れり尙ほ七寶燒は主として裝飾用として使用せられ海外より輸入するもの八九千圓に對して四十萬圓以上の輸出を見るに至れり。

漆器は本邦の特産にして既に孝安天皇の朝三見宿禰を漆部の祖とせられし事あり其後幾多の變遷を経て今日にては五百三十七萬四千四百二十四圓の産出額を見るに至り其産地は和歌山縣の百萬圓を最多とし石川縣の七十萬圓靜岡縣の五十四萬圓京都府の三十五萬圓其他福島愛知の諸縣なりとす又た英吉利香港佛蘭西清國獨逸米國露國等に向け年々輸出せらるるもの九十三萬圓の多きに達せり。

燐寸は最近三年間平均産出額は九百三十萬圓にして兵庫縣の五百五十萬圓を第一とし大阪府の百七十萬圓愛知縣の六十七萬圓廣島縣の二十一萬圓等之れに次ぐ其輸出先は支那香港海峽殖民地英領印度韓國米國濠洲比律賓なりとす。

青銅器及銅器は古代より存せしも最も精巧を極むるに至りしは室町時代以後なりとす爾來益々發達し明治十七八年以來は海外に輸出し世界的美術品として本邦重要物産中異彩を放てり其一年の産出額は三百四十八萬七千五百四十二圓にして主要なる産地は大阪の百九十萬圓京都の六十八萬圓富山の四十六萬圓新

海の十四萬圓等とす、而して最近輸出額は銅器十八萬一千五十一圓、青銅器三十六萬六千二百二十八圓にして主として清國、合衆國、英國、獨逸、香港、佛蘭西等に輸出す。

蠶表及吳産類は三備及豊後産最も著名にして、其他丹波表、新潟蠶表、越中氷見の蘭蔗、加賀小松、越前丹生、若狭三方、遠敷、陸中名取、栗原等あり、其産額は平均年額三百五十七萬圓にして、廣島縣の七十萬圓、大分縣の六十三萬圓、岡山縣の五十一萬圓を最多とし、其他靜岡、福岡、熊本の諸縣之れに次ぐ、又た近時一年間の輸出額は平均約六百七十七萬圓内外にして、主要なる仕向地は合衆國、英國、米國、濠洲、和蘭、獨逸、布哇、清國、海峽殖民地、香港、英領印度等なりとす。

麥稈、眞田は一年の産額二百三十八萬圓以上に達し、岡山縣(笠岡、玉島等)の百二十萬圓、愛知縣の五十五萬圓を最多とし、其他廣島、東京、埼玉之れに次ぐ、而して海外に於ける輸出額は年に三百七十九萬圓に達し、其輸出先の重なるものは英國、米國、香港、佛蘭西、獨逸、伊國、濠洲等とす。

臺灣に於ける製糖業は年額四百五十萬圓に達し、其他樟腦三百二十萬斤、樟腦油二百三十八萬斤を産出す。

交通。國家の進運は交通機關の發達に缺つあるや甚だ多し、而して海上の交通機關たる汽船帆船等に就きては既に以前に述べしを以て、茲には主として陸上の交通機關たる鐵道、其他電信、電話及郵便制度に就きて記述す可し。

鐵道は明治五年東京横濱間に布設せられしに始まる、爾來三十五年の星霜を経て今や全國七千哩に達し、島根、高知、沖繩三縣を除くの外之れが布設を見ざる處なし、而して從來本邦の鐵道は官設其他四十有餘の私設會社によりて經營せられしが、政府は國庫の財源と全國交通機關の統一を計らんと欲し、明治四十年十月一日に至る迄に左の如く日鐵外十六鐵道會社を買收せり。

甲	武	二七八	阪	船	七〇三
北海道炭礦		二〇七、六	北	越	八五、八
日本		八六三、五	鐵	武	七三、二
岩越		四九五	房	越	三九、四
山陽		四一四、七	七	尾	三四、四
四成		四、六	德	島	二一、五
九州		四四二、八	關	島	二八一、〇
北海道		一五九、〇	參	宮	二六、一

以上の諸會社にして借入金の政府に引繼がれたる金額は外債百四十萬磅内債千九百九十八萬千九百四十圓なり其内譯左の如し。

北海道炭礦	四〇〇,〇〇〇(磅外債)	岩 越	一二五,〇〇〇
山 陽	五〇六,〇〇〇	四 成	三一〇,〇〇〇
北 海 道	四七八,〇〇〇	京 都	五五,〇〇〇
阪 神	三二七,〇〇〇	北 越	三六七,〇〇〇
總 武	六〇〇,〇〇〇	房 總	一〇八,〇〇〇
七 尾	四四六,〇〇〇	德 島	五九六,〇〇〇
關 西	一,〇〇〇,〇〇〇(磅外債)	四二、九三〇	

但し甲武、日本、九州、釜宮の四會社には社債なし。

而して是等買収せられたる國有鐵道は從來政府所有のものと共に鐵道廳之れを管理せり思ふに鹿兒島、天鹽兩鐵道開通の曉には帝國本土の兩端を旅行するには僅かに週日を出でざる可し其他臺灣縱貫鐵道は全長二百四十五哩、明治三十二年より四十一年にいたる十箇年の繼續事業あり又本邦の海外に於て經營するものは韓國にては京釜鐵道、京仁鐵道、京義鐵道、滿洲に南滿鐵道、將來日清共同事業

郵便制度

たる吉長鐵道、樺太に樺太鐵道あり。

電氣鐵道にては東京市街鐵道、小田原電車鐵道、京都電車鐵道、京濱電氣鐵道等其重なるものなり其他馬車鐵道は全國各地にあり。

郵便は明治四年始めて東京横濱間に開始せらる、明治十年に至り萬國郵便聯合に加入し諸外國發送の郵便物は之れが爲め非常なる便益を被ひれり、明治二十九年には小包郵便の法を開始し、又明治三十八年よりは韓國に於ける一切の通信機關を引受け本邦の移住者に向て大利益を與ふるに至れり、明治三十七年の調査によれば本邦の郵便線路は通常道路一萬三千二百四十六里、鐵道四千三百九十四里、郵便局所數四百七十七に及べり、尙ほ明治四十年遞信省は露國郵政廳と協議を遂げ浦湖斯德を経て同地と重量一貫三百三十三匁(五キログラム)迄の小包(金額三千法の價格表記小包をも)の直接交換を開始し、同時に從來英、佛、獨の各國の媒介に依り交換したる歐羅巴露西亞發着の小包も亦西伯利亞經由にて遞送せらるゝ事となれり、本邦發小包各個に對する料金は重量一貫三百三十三匁(五キログラム)迄西伯利亞宛のものは金一圓、歐羅巴露西亞(芬蘭を含む)宛のものは金一圓五十錢な

電信

り、又た右本邦發小包は長崎及敦賀の兩郵便局より日本郵船會社又は大阪商船會社の浦潮航路船并に露國義勇艦隊所屬船に依り差立らるゝことゝなれり。

電信は明治二年東京横濱間に開始せられ、今日にては陸上線は六千七百四十里以上、海底電信延長數は現在五千哩餘に達し、其架設區域は左の如し。

- 一、東京より二線を發し一は八丈島に一は、グアムに至る線
- 二、宇品より吳を経て伊豫の高濱に至る線
- 三、馬關佐世保及長崎より各一線を發して朝鮮釜山に至る線
- 四、釜山より蔚陵島を経て仁川に至る線
- 五、長崎より基隆に至る線
- 六、鹿兒島より沖繩に至る線
- 七、出雲の松江より隱岐の西郷に至る線
- 八、越後の寺洞より佐渡の小木に至る線
- 九、青森函館間
- 十、瀨棚奥尻間

電話

- 十一、利尻より禮文島に至る小樽増毛線
- 十二、北見の稚内より樺太島に至る線
- 十三、根室より千島國後を経て擇捉に至る線

電話は明治十八年東京に開始せられ、明治二十三年には東京横濱間に之れが交換を開始し、目下は東京、大阪、京都、堺、横濱、神戸、岡山、長崎、札幌、小樽、函館、新潟、名古屋、桑名、四日市、熊本、福岡、門司、仙臺、廣島、下關、宇都宮、前橋、福井等皆な交換局ありて之れが設備あり、又た長距離電話行はる。

日本地理講義上卷終

索引

アの部

アイヌ説 四〇七
 赤石山系 四七
 亞褐炭 九九
 亞細亞 三
 阿蘇山 七五
 阿蘇火山脈 六四
 アナキシマンデル
 (Anaximander) 一
 阿武隈山系 四五
 アブルフエダ
 (Abulfeda) 一九三
 アンブス (Ambros) 三三
 アレキサンダー、フォン

フンボルト
 Alexander von Humboldt 二
 安山岩 一三三

イ、井の部

硫黄 一四三
 硫黄泉 八二
 硫黄島 二六
 石狩平野 四四
 移住 四一四
 遺跡島 三三
 位置 五

緯度 七
 緯度極點 七
 膽振半島 四四
 印度洋 一一

ウの部

ウオルガ河 二九
 ウキリアム、アダムス
 (William Adams) 三三
 雨量 三七四
 運河 二五六
 運搬作用 三三
 雲母安山岩 一三五

エ、エの部

蝦夷山系 四四
 越後山系 四六
 エラトスセネス
 (Eratosthenes) 二
 鹽泉 八四

オ、ヲの部

横海岸 三五五
 温帯林 三八四

索引 (ア、イ、ウ、エ、オ)

奥羽火山脈	六一	外國航路	三四三	ガテレル(Gatterer)	二	陥落地震	二〇七
温泉	八三九三	外交	四三六	樺太山系	四一	顔料	一四一
温泉嶽	七五	外國貿易	四八七	樺太守備隊司令部	四一	寒流	三二二
		花崗岩	一一八	條例	四五三	カルタゴ(Karthago)	一〇
		火口湖	二六四	海流	三二〇	ガルシア島(Diego Garcia)	二六
		花彩列島	四一	花木	三八九		
		火山	五三	加奈太平洋鐵道	一一		
		火山島	三二	カムプリア紀	三三		
		火山帶	五四	韓國	一四		
		火山岩	八二	岩石	三〇		
		火山地震	二〇六	岩液	五四	紀伊山系	四八
		火成岩	三〇	艦艇表	四五八	生絲	五〇一
		河跡湖	二六七	關東都督府	四三五	機械	五〇五
		岩屑	五二	關東山系	四五	氣候	三七〇
		褐炭	九六	關東州租借地	一八	北日本	四一四三
		海底	三〇七	關東平野	四五	北上山系	四四
		海洋	三〇三	寒帯林	三八七	汽船會社	三三七
				間歇泉	八四	教育	四六八

カ

キ

境域 二〇八

強震 四一七

行政機關 三九

洪積層 二二四

凝灰岩 二二七

凝灰角礫岩 五〇六

絹織 四九

九州山系 一九

ギョエー 一

希臘 七三

霧島山 六三

霧島火山帶 四七一

基督教 一四五

金屬 一四六

金融機關 五〇〇

銀 一六五

ク

クベック(Quebec) 一一

グスターフ・フレンセン

(Gustav Frensen) 二二

グノム島(Gnom) 二六

軍備 四四六

ケ

經濟狀態 四七一

經度 六

經度極點 六

結晶片岩 一一一

現實的生活 二

玄武岩 一三六

コ

國家 四一五

國債 四七四

國債比較 四八三

國土 二〇

黃河 二九

黒鉛 一三七

鑛泉 八六

航路 三三三

古生代 三三

古生層 三五四〇

膠州灣(Kiauchan Bay) 一一

湖沼 二六〇

黒湖 三二〇

ク

琥珀 一三七

小佛曆 三五

コマンドルスキー

(Komandorskij) 二六

米 三九九

コロポックル説 四〇七

交通 五一

工業 五〇七

吳産 五〇

崑崙山系 四一

サ

歳入 四七二

歳入比較 四八二

歳出比較 四八一

濟南府 一一

砂岩	一三三	西比利亞鐵道	一〇	弱震	二〇八	水害	二四四
砂質凝灰岩	一三六	司法制度	四二六	上海	一ニ	スカンジナビア	
砂金	一六三	四國山系	四八	シルリア紀	三四	(Scandinavia)	三三
砂鐵	二〇二	自治團體	四三五	ジュラ系	三六	スピズベルゲン	
サモア (Samoa)	一〇	漆器	五〇九	人口	四二二	(Spitzbergen)	三三
三角江	三三四	七寶燒	五〇九	人文	二二	洲帶	三三三
山獄	二八九	醬油	五〇六	新生代	三八三九	ストラホー (Strabo)	二
珊瑚島	二二	樟腦業	五二〇	津鎮鐵道	一二		
三疊系	三六	醱酒	五〇七	震源	二二一	製鐵所	二〇一
山東半島	一一	植物	三八一	浸蝕作用	二二九	製紙	五〇七
山東經營	一一	島の成因	二一	神道	四六九	製糖業	五〇一
山東鐵道	一一	島國根性	二九	水力作用	二四一	精製油	一一八
		信濃河	二九	水成岩	三〇	青銅及銅器	五〇七
		支那帝國	八	水産植物	三九六	石炭	九五
		種類	四〇五			石炭紀	三四
		宗教	四六九				
		褶曲山脈	四一				
		蛇紋石	一三一				

シの部

スの部

セの部

石材	一一〇	疊表	五一〇	地下温泉	九三
石灰石	一一〇	立山	七四	地震國	二〇四
石器時代	四〇六	丹波高原	四八	地方行政	四一八
石膏	一四〇	炭酸泉	八三	地史	三〇
石油	一〇七	第二期擴張	四六五	地史年代	三一
石英安山岩	一三五	第三紀	三八	地盤	四二
石英粗面岩	一三三	第四紀	三九	中央行政	四一七
船舶	三三一	漸層地震	二〇七	中生層	三七
船舶數	三五四	暖帶林	三八三	中性海岸	三五五
閃綠岩	一三一			中國山系	四八
セントヘレナ (St. Helena)	二二			沖積層	三九
前震	二〇九			千島火山帶	五八
ゼンクロー	三			秩父層	三五
(Djemen Kou)	三			潮流	三七六
ゼムクロー	三			潮汐	三二五
(Djemkoul)	三			茶	四〇三
				青島	一一

リの部

タの部

チの部

ツの部

對島海峡 三二一
豆南諸島 七二

トの部

東亞火山帶 五六
陶磁器 五〇八
島嶼 二・三・三三・三四

那須火山脈 六二
鉛 一九〇

ノの部

農業 三九八

テの部

定期船 三四三
鐵道 一九六
鐵 五一
鐵泉 八三
泥炭 九九
デボン紀 三四
電話 五二五
電信 五二四

ナの部

動物 三八〇
土瀝青 一三七
内海 三三四
内國航路 三四七
ナフン (Nafun) 三

ネの部

熱帶林 三八二
粘土 一三八
粘板岩 一一一

ハの部

白堊系 三七
白山 七四
白山火山脈 六五
梅雨 三七八
麥稈灰田 五七〇
パシー海峡 六
(Bashi Channel)
バンシーバー (Vancouver) 二二六
パミン (Pamin) 四一
巴奈馬運河 九

布哇群島 二六
波浪 三〇九

トの部

非金屬 九四
微震 二〇八
飛驒高原 四七
表帶 四九五〇
漂布泥 一三七
氷河時代 (Ice Age) 三六
氷河湖 二六八
百分比例 一三

フの部

フィリピン群島 (Philippine Island) 六九
風位 三三九
富士火山帶 四一・六三
不對稱山系 五一
不定期船 三四一
普通地震 二〇七
佛教 四七〇
フトレマイネス (Ptolemaïnes) 二
フランツ・ヨゼフメラント (Franz Josephs Land) 二二
フリートリップ、ラッテバ (Friedrich Ratzel) 五五

ヘの部

ヘロドトス (Herodotus) 一
ヘンマンマ、マンリクス (Bernhard Varenes) 二
ペンク (Penck) 二

マの部

燐寸 五〇九
蘭 四〇二
マンホホロ (Marco Polo) 三・一九
マラディブ群島 (Maldivé) 二六
滿俺 一九三

ホの部

寶石 一三九
北米合衆國 九
保護國 一四
ホノルル (Honolulu) 一〇

ミの部

南日本 四一四六
南赤道流 三三
御坂層 四三
ミスシッピー河 二九

ムの部

無煙炭 九五
麥 四〇〇

ヤの部

彌彦火山脈 六二
藥劑原料 一四三

ヨの部

洋島 三三
揚子江 二九
餘震 二一〇
與那國島 二五

リの部

琉球列島 五〇
陸軍 四
陸軍管區表 四四八
陸化 四二
陸島 二二
裏帶 四九五〇
立法機關 四二五
リヒトホーヘン (Richtshofen) 二一三

メの部

面積 二二
綿絲工業 五〇四

ユの部

油田 一〇八二一三
郵便 五二三
ユーン(H. Yale) 一九
輸入 四九一
輸出 四八八
輸出入比較 四九六
有用礦物 九四

ラの部

ラッセッド、ラッセチン (Rashed eddin) 三・一九
ラッセケル (Ratzel) 二
ラサイル、イクワソ、アルカンア (Rassylil-Khwan alkafa) 一八

ルの部

列國國費表 四七四
列強富力比較表 四八六

モの部

モグイン (Mobile) 一一
モロカイ島 二六

列強海軍力

四六七

烈震

二〇八

レス(Less)

三三

連絡線

一一

ロの部

羅馬 一

明治四十一年一月十日印刷
明治四十一年一月十五日發行

日本地理講義集附
正金壹圓五拾錢

不許
不許
漢譯
複製

著者
發行所
印刷者
大販賣所
同
同
印刷所

阿部秀助
金刺源次
中野錠太郎
武田芳進堂
武藏屋書店
東京堂書店
帝國印刷株式會社

發行所

東京市神田區今川小路
一丁目五番地(電話本局七六六番)

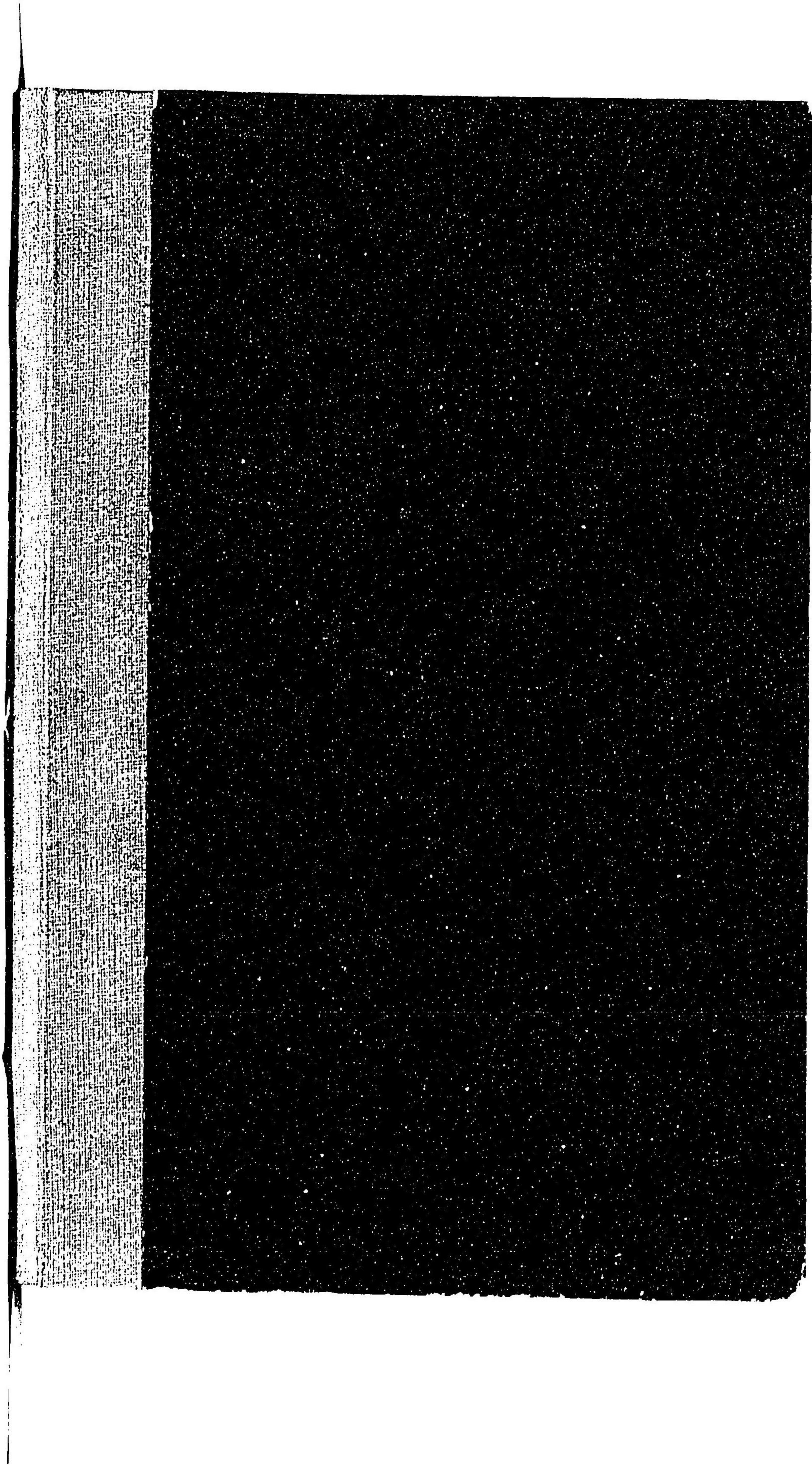
金刺芳流堂

所 捌 賣 大 方 地

大 阪 市 備 後 町 四 丁 目
 同 市 南 本 町 三 丁 目
 名 古 屋 市 本 町 三 丁 目
 京 都 市 寺 町 通 二 條 下
 廣 島 市 鹽 屋 町
 熊 本 市 新 二 丁 目
 久 留 米 市 米 屋 町
 鹿 兒 島 市 松 山 通 仲 町
 仙 臺 市 大 町 五 丁 目
 同 市 大 町 五 丁 目
 金 澤 市 片 町 五 丁 目
 新 潟 市 古 町 通 六 番 町
 同 市 古 町 通 六 番 町
 松 本 市 木 町
 福 島 縣 郡 山 町
 盛 岡 市 肴 町
 札 幌 區 南 一 條 西 二 丁 目

吉 岡 宅 瀨 林 善 積 善 長 崎 竹 永 金 光 菊 竹 永 金 光 沽 哉 永 金 光 鈴 木 英 堂 宇 都 宮 三 書 北 松 光 堂 萬 松 堂 堂 松 榮 堂 磐 岳 堂 佐 々 堂 富 貴 堂 木 書 店 店 堂 店 店 社 店 店 郎 店 堂 店 郎 館 店 助 店 助

23
276



23
276

022978-001-0

23-276

日本地理講義

阿部 秀助/著

上

M41-43

ADB-0920



